

**平成 29 年度 春日井市地域防災計画（地震災害対策計画）
新旧対照表（案）**

平成 29 年度 春日井市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表（案）

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
3	20	第 1 編 総則 第 1 章 計画の策定方針 第 4 節 熊本地震を踏まえた今後の対応 <u>平成 28 年 4 月に発生した熊本地震は、14 日及び 16 日に震度 7 をそれぞれ記録し、熊本県を中心とした九州地方に大きな被害をもたらしたところである。</u> <u>今回の地震によって、様々な問題が顕在化したところであり、従来の防災対策を見直す大きな転機としなければならない。</u> <u>今後、国及び県の動向を踏まえ、市における地震対策に反映させていくとともに、この計画についても必要な修正を行い、その後、県より新たな被害予測が出された際には、市の実情にあわせて修正を行っていくものとする。</u>	第 1 編 総則 第 1 章 計画の策定方針 (削除)	対策の整理
6	3	第 2 章 基本理念及び重点を置くべき事項 第 2 節 重点を置くべき事項 4 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所等の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた<u>屋内での待避等</u>の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。	第 2 章 基本理念及び重点を置くべき事項 第 2 節 重点を置くべき事項 4 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所等の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「<u>屋内安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。	表記の整理
6	8	5 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。	5 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、<u>積極的な</u>被災者台帳の作成及び活用を図ること。	表記の整理

頁	行	修 正 前				修 正 後				備 考
								基づく災害 関係携帯電話料金の免除		
		日本赤十字社（愛知県支部）	1 （略） 2 <u>救助物資の備蓄</u>	（略）	—	日本赤十字社（愛知県支部）	1 （略） 2 <u>救護資材の整備点検</u>	（略）	—	
		日本放送協会	1 防災知識の普及に関する <u>放送</u> 2 （略）	地震予知情報、緊急地震速報、気象等予警報、被害状況等の <u>放送</u>	—	日本放送協会	1 防災知識の普及に関する <u>報道</u> 2 （略）	地震予知情報、緊急地震速報、気象等予警報、被害状況等の <u>報道</u>	—	
		東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	（略）	（追加） <u>1 （略）</u> <u>2 死傷者の救護及び処置</u>	（略）	東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	（略）	<u>1 列車の運転規制</u> <u>2 （略）</u> <u>3 旅客の避難、救護の実施</u>	（略）	
13	25	6 指定地方公共機関				6 指定地方公共機関				対策の追加
		機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	
		（一社）愛知県トラック協会	—	災害応急活動のため各機関からの車両借上げ要請に対する配車	—	（一社）愛知県トラック協会	—	関係機関からの緊急輸送要請への対応	—	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																		
15	9	第2節 市民及び事業所 1 市民の果たすべき役割 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、<u>すべての市民、事業者、団体が防災に関するこの基本的責務を有する。</u> (略) <u>「自らの身の安全は自ら守る」という防災の原点に立って、食糧等の備蓄や消火・救助活動に協力するとともに、被害を軽減するため、市民自らが被害の事前防止及び拡大防止に努める。</u>	第2節 市民及び事業所 1 市民の果たすべき役割 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、<u>市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。</u> (略) <u>災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、自らの安全を確保できる範囲で防災への寄与に努めなければならない。</u>	対策の追加																		
16	5	4 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進 (1) (略) この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、<u>当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。</u>	4 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進 (1) (略) この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。	表記の整理																		
27	4	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 第1節 防災体制の整備 2 施設の役割及び機能 (2) 防災拠点 ア 防災拠点の指定及び圏域 (略) <table><tr><th>防災圏域</th><th>防 災 拠 点 (災 害 支 援 本 部)</th><th>圏 域 内 指 定 避 難 所 (小 学 校 等)</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>東部地区</td><td>(略)</td><td>高森台、中央台、東高森台、石尾台、押沢台、藤山台、旧藤山台東小学校施設、旧西藤山台小学校施設、岩成台、岩成台西</td></tr></table> (追加)	防災圏域	防 災 拠 点 (災 害 支 援 本 部)	圏 域 内 指 定 避 難 所 (小 学 校 等)	(略)	(略)	(略)	東部地区	(略)	高森台、中央台、東高森台、石尾台、押沢台、藤山台、旧藤山台東小学校施設、旧西藤山台小学校施設、岩成台、岩成台西	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 第1節 防災体制の整備 2 施設の役割及び機能 (2) 防災拠点 ア 防災拠点の指定及び圏域 (略) <table><tr><th>防災圏域</th><th>防 災 拠 点 (災 害 支 援 本 部)</th><th>圏 域 内 指 定 避 難 所 (小 学 校 等)</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>東部地区</td><td>(略)</td><td>高森台、中央台、東高森台、石尾台、押沢台、藤山台、旧藤山台東小学校施設 (※)、旧西藤山台小学校施設、岩成台、岩成台西</td></tr></table> (※) 旧藤山台東小学校施設については、改修工事のため、平成29年7月から平成30年3月まで使用不可	防災圏域	防 災 拠 点 (災 害 支 援 本 部)	圏 域 内 指 定 避 難 所 (小 学 校 等)	(略)	(略)	(略)	東部地区	(略)	高森台、中央台、東高森台、石尾台、押沢台、藤山台、旧藤山台東小学校施設 (※)、旧西藤山台小学校施設、岩成台、岩成台西	旧藤山台東小学校施設の整備にかかる変更
防災圏域	防 災 拠 点 (災 害 支 援 本 部)	圏 域 内 指 定 避 難 所 (小 学 校 等)																				
(略)	(略)	(略)																				
東部地区	(略)	高森台、中央台、東高森台、石尾台、押沢台、藤山台、旧藤山台東小学校施設、旧西藤山台小学校施設、岩成台、岩成台西																				
防災圏域	防 災 拠 点 (災 害 支 援 本 部)	圏 域 内 指 定 避 難 所 (小 学 校 等)																				
(略)	(略)	(略)																				
東部地区	(略)	高森台、中央台、東高森台、石尾台、押沢台、藤山台、旧藤山台東小学校施設 (※)、旧西藤山台小学校施設、岩成台、岩成台西																				

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
29	10	(5) 指定避難所 37 の小学校、2 の旧小学校施設と中部大学を避難所に指定し、市民の安全確保、物資の配給等被災者の救援を行う。なお、中学校は、小学校（避難所）の補完施設とし、小学校で受入できない場合の避難者の受入及び小学校が避難場所として利用されている間の小学校教育の場所とする。	(5) 指定避難所 37 の小学校、2 の旧小学校施設（旧藤山台東小学校施設については、改修工事のため、平成 29 年 7 月から平成 30 年 3 月まで使用不可）と中部大学を避難所に指定し、市民の安全確保、物資の供給等被災者の救援を行う。なお、中学校は、小学校（避難所）の補完施設とし、小学校で受入できない場合の避難者の受入及び小学校が避難場所として利用されている間の小学校教育の場所とする。	旧藤山台東小学校施設の整備にかかる変更
31	27	第 2 節 防災活動体制の整備 4 人材育成及び防災訓練の実施 (2) 防災訓練の実施 ア (略) イ (略) ウ 防災訓練の指導協力 (略) また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。 (追加)	第 2 節 防災活動体制の整備 4 人材育成及び防災訓練の実施 (2) 防災訓練の実施 ア (略) イ (略) ウ 防災訓練の指導協力 (略) また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。 さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。	対策の追加
32	7	5 広域応援体制の整備 (2) 応援協定の締結等 ア 相互応援協定 市は、災害時に相互応援を実施することを目的として、災害時における相互応援に関する協定や消防相互応援協定等を旧尾張北部広域行政圏の 5 市 2 町をはじめ関係団体と締結している。 (略) イ 民間団体等との協定 災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等の協力を得るため、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	5 広域応援体制の整備 (2) 応援協定の締結等 ア 相互応援協定 市は、災害時に相互応援を実施することを目的として、災害時における相互応援に関する協定や消防相互応援協定等を自治体や関係団体と締結している。 (略) イ 民間団体等との協定 災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対	表記の整理 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(3)～(7) (略) 資料 「資料・様式集」 協定等の締結状況（資料５－１～<u>68</u>）	<u>策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。</u> (3)～(7) (略) 資料 「資料・様式集」 協定等の締結状況（資料５－１～<u>69</u>）	地域防災計画（様式・資料集）との整合
33	16	(追加)	<u>6 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</u> <u>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討</u> <u>市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</u> <u>(2) 訓練・検証等</u> <u>市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。</u>	対策の追加
34	3	第３節 情報の収集・連絡体制の整備 1 情報連絡体制の整備 (2) 無線通信施設 ア～エ (略) オ 災害時の通信混乱に備え、アマチュア無線団体との連携体制の整備を図る。 (3) 有線通信施設 ア (略)	第３節 情報の収集・連絡体制の整備 1 情報連絡体制の整備 (2) 無線通信施設 ア～エ (略) オ <u>災害時の通信混乱に備え、「災害時における支援協力に関する協定」に基づき、アマチュア無線団体との連携体制の整備を図る。</u> (3) 有線通信施設 ア (略)	協定の締結

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考				
		イ 災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができるため、これを活用する。災害時優先電話には、一般電話と区別するためのラベルを貼付する。 ウ 文書連絡のファクシミリの活用、携帯電話の充実に努める。	イ 災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続を制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができるため、これを活用する。災害時優先電話には、一般電話と区別するためのラベルを貼付する。 ウ 文書連絡のファクシミリの活用、携帯電話及び衛星携帯電話の整備の充実に努める。	表記の整理 対策の追加				
35	28	3 総合防災情報システム (略) (追加)	3 総合防災情報システム (略) 4 防災情報システムの整備 市、県及び防災関係機関をオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。 また、市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。	対策の追加				
37	9	第4節 非常用物資の備蓄 4 防疫・衛生用資機材 (2) (略) <table><tr><td>防疫・衛生用資機材</td><td>マンホールトイレ、テント付き簡易組立トイレ、要配慮者用簡易組立トイレ、防塵マスク</td></tr></table>	防疫・衛生用資機材	マンホールトイレ、テント付き簡易組立トイレ、要配慮者用簡易組立トイレ、防塵マスク	第4節 非常用物資の備蓄 4 防疫・衛生用資機材 (2) (略) <table><tr><td>防疫・衛生用資機材</td><td>マンホールトイレ、テント付き簡易組立トイレ、要配慮者用簡易組立トイレ、オストメイト専用簡易組立トイレ、防塵マスク</td></tr></table>	防疫・衛生用資機材	マンホールトイレ、テント付き簡易組立トイレ、要配慮者用簡易組立トイレ、オストメイト専用簡易組立トイレ、防塵マスク	対策の追加
防疫・衛生用資機材	マンホールトイレ、テント付き簡易組立トイレ、要配慮者用簡易組立トイレ、防塵マスク							
防疫・衛生用資機材	マンホールトイレ、テント付き簡易組立トイレ、要配慮者用簡易組立トイレ、オストメイト専用簡易組立トイレ、防塵マスク							
37	24	第5節 消防救急体制の整備 1 大規模火災における消防体制の整備 (1) 出火の防止対策 ア 消防本部	第5節 消防救急体制の整備 1 大規模火災における消防体制の整備 (1) 出火の防止対策 ア 消防本部	表記の整理				

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		消防本部は、防火管理、防災管理、自衛消防業務に関する講習会を実施し、防火、防災管理者の育成を図るとともに、防火対象物の防火、防災管理及び消防用設備の維持管理状況について、適宜査察を行い指導する。また、地区の自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器及び消火器具の普及徹底を図るとともに、これら器具の取扱い等を指導し、初期消火活動の重要性を認識させるものとする。 イ 防火管理者 防火管理者は、当該防火対象物の消防計画を作成し、消火、通報、避難等の訓練を定期的に実施するほか、消防用設備の機能維持及び火気使用設備の安全管理を行う。 ウ～オ (略)	消防本部は、防火管理、防災管理、自衛消防業務に関する講習会を実施し、防火、防災管理者の育成を図るとともに、防火対象物の防火、防災管理及び消防用設備の維持管理状況について、適宜査察を行い指導する。 また、地区の自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器及び消火器具の普及徹底を図るとともに、これら器具の取扱い、<u>維持管理</u>等を指導し、初期消火活動の重要性を認識させるものとする。 イ 防火管理者 防火管理者は、当該防火対象物の消防計画を作成し、消火、通報、避難等の訓練を定期的に実施するほか、消防用設備の機能維持及び火気使用設備の安全管理を行う。 ウ～オ (略)	表記の整理
40	21	3 危険物施設の予防対策 (3) 高圧ガス、毒物劇物及び放射性物質 ア (略) イ 消防本部は、消防法上必要な届出によって高圧ガス、毒物劇物及び放射性物質を使用する施設の実態の把握に努める。 ウ (略)	3 危険物施設の予防対策 (3) 高圧ガス、毒物劇物及び放射性物質 ア (略) イ 消防本部は、法令上必要な届出によって高圧ガス、毒物劇物及び放射性物質を使用する施設の実態の把握に努める。 ウ (略)	表記の整理
44	4	第2章 市民の防災行動力の向上 第1節 防災意識の高揚 1 市民に対する防災意識の啓発と知識の普及 (1) 防災意識の啓発 市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 (略) ア～エ (略) (追加) オ～ケ (略)	第2章 市民の防災行動力の向上 第1節 防災意識の高揚 1 市民に対する防災意識の啓発と知識の普及 (1) 防災意識の啓発 市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 (略) ア～エ (略) <u>オ 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識</u> カ～コ (略)	表記の整理 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>コ</u> 警報等や避難指示等の意味と内容 <u>サ</u> 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難<u>指示</u>等の発令時にとるべき行動 <u>シ～タ</u> (略) (2)～(4) (略) (追加) (5) 地震保険の加入促進 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる<u>ことから、市及び県は、その制度の普及促進に努めるものとする。</u> (6) (略)	<u>サ</u> 警報等や避難<u>勧告</u>等の意味と内容 <u>シ</u> 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難<u>勧告</u>等の発令時にとるべき行動 <u>ス～チ</u> (略) (2)～(4) (略) (5) <u>震災時の出火防止対策の推進</u> 市及び県は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、<u>感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。</u> (6) 地震保険の加入促進 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、<u>家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、市及び県等は、被災した場合でも、一定の保証が得られるよう、その制度の普及及び市民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。</u> (7) (略)	対策の追加 対策の追加
46	6	第2節 学校等における防災教育及び安全対策 地震等の災害時において、児童、生徒、<u>幼・</u>保育園児及び認定こども園の園児（以下「児童等」という。）及び職員の生命、身体を確保し、<u>小・</u>中学校、<u>幼・</u>保育園及び認定こども園（以下「学校等」という。）の施設及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。 1 児童等への防災対策 (1) 防災組織の整備 学校等においては、災害時の迅速かつ的確な対応を図るため、職員の任務の分担、相互の連携等について組織を整備する。 (追加)	第2節 学校等における防災教育及び安全対策 地震等の災害時において、児童、生徒、<u>幼稚園児、</u>保育園児及び認定こども園の園児（以下「児童等」という。）及び職員の生命、身体を確保し、<u>小学校、</u>中学校、<u>幼稚園、</u>保育園及び認定こども園（以下「学校等」という。）の施設及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。 1 児童等への防災対策 (1) 防災組織の整備 学校等においては、災害時の迅速かつ的確な対応を図るため、職員の任務の分担、相互の連携等について組織を整備する。 <u>また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分</u>	表記の整理 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(2) 防災教育の実施 ア (略) イ 関係職員の専門的知識及び技術の向上 関係職員に対する防災指導資料の作成・配付、講習会及び研修会の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識並びに技術の向上を図る。 ウ (略) (3) 防災上必要な計画及び訓練 ア (略) イ 災害の種別に応じ、学校等の規模及び児童等の発達段階を考慮して、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。 ウ 学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施し、十分な効果をあげるよう努める。	<u>担及び相互の連携等について組織を整備しておく。</u> <u>なお、児童等が任務を分担する場合は、児童等の安全の確保を最優先する。</u> (2) 防災教育の実施 ア (略) イ 関係職員の専門的知識の<u>かん養</u>及び技術の向上 関係職員に対する防災指導資料の作成・配付、講習会及び研修会の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の<u>かん養</u>並びに技術の向上を図る。 ウ (略) (3) 防災上必要な計画及び訓練 ア (略) イ 災害の種別に応じ、学校等の規模、<u>所在地の特性、施設設備の配置状況</u>及び児童等の発達段階を考慮して、<u>避難の場所、経路、時期及び誘導</u>並びにその指示、伝達の方法をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。 ウ 学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施し、<u>児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。</u><u>また、訓練実施後は、十分な反省を加え</u>るとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。	表記の整理 対策の追加 対策の追加
48	15	第3節 自主防災組織の育成 (略) その際、女性の参画促進に努めるものとするとともに、いざという時には、日ごろから地域の防災関係者との連携が必要なため、自主防災組織及び防災関係機関等<u>のネットワーク化の推進にも努めるものとする。</u>	第3節 自主防災組織の育成 (略) その際、女性の参画の<u>促進</u>に努めるものとするとともに、いざという時には、日ごろから地域の防災関係者との連携が必要なため、<u>市及び県は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係機関等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u>	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
49	30	3 活動に対する市の支援 (1) 技術指導の実施 ア (略) イ 防災リーダーのネットワーク化の推進 防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため市及び県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。 ウ (略) (2) 資機材の整備 市は、防災器具庫をはじめ可搬式小型動力ポンプ等組織的活動に必要な資機材の整備を支援する。 資料 「様式・資料集」自主防災組織に対する防災用資機材の貸与（資料３-１-(９)）	3 活動に対する市の支援 (1) 技術指導の実施 ア (略) イ 防災リーダーのネットワーク化の推進 防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市及び県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。 ウ (略) (2) 資器材の整備 市は、防災器具庫をはじめ可搬式小型動力ポンプ等組織的活動に必要な資器材の整備を支援する。 資料 「様式・資料集」自主防災組織に対する防災用資器材の貸与（資料３-１-(９)）	表記の整理 表記の整理 地域防災計画（様式・資料集）との整合
50	12	4 事業所の防災体制の強化 <u>事業所は、従業員や利用者の安全を図るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するための体制の整備に努める。</u> <u>(1) 危険物等の管理体制を強化する。</u> <u>(2) 防火管理講習会等に積極的に参加し、従業員の防災意識の高揚を図る。</u> <u>(3) 事業所内における防災訓練を強化する。</u> <u>(4) 飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄に努める。</u> <u>(5) 地域自主防災組織と積極的に協力して、事業所及び周辺地域の安全を確保する。</u>	(削除) ※本章 第６節 ３に記載	構成の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
51	17	第4節 防災ボランティアとの連携 2 活動の支援 (1) 受入体制の整備 ア～エ (略) オ 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。 (追加) (2) 活動の啓発 <u>防災訓練等を通じて、ボランティア活動に対する意識の高揚を図る。</u>	第4節 防災ボランティアとの連携 2 活動の支援 (1) 受入体制の整備 ア～エ (略) オ 災害<u>救援</u>ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。 <u>カ 防災訓練等においてボランティア関連団体の協力を得て、災害救援ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。</u> (2) 活動の啓発 <u>市及び県は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、防災訓練等を通じて、普及啓発を行う。</u> <u>特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。</u>	表記の整理 対策の追加 対策の追加
52	16	第5節 要配慮者の安全対策 2 避難行動要支援者対策 (1) 要配慮者の把握 災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者等の情報を把握するものとする。 (略) (2) 避難行動要支援者名簿の作成 要配慮者の中から、要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難	第5節 要配慮者の安全対策 2 避難行動要支援者対策 (1) 要配慮者の把握 災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者、<u>外国人</u>等の情報を把握するものとする。 (略) (2) 避難行動要支援者名簿の作成 要配慮者の中から、要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載し	表記の整理 表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。 (3) (略) (4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 (略) また、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけにより、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて<u>説明し、意思確認</u>を行う。	た避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿をもって、<u>これにあてることができる。以下同じ。</u>）を作成する。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。 (3) (略) (4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 (略) また、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる<u>説明及び意思確認</u>により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。	表記の整理
53	21	3 要配慮者の防災教育及び防災訓練 (3) <u>言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人市民や旅行者等が</u>、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。	3 要配慮者の防災教育及び防災訓練 (3) <u>被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ</u>、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。	表記の整理
55	10	第6節 企業防災の促進 3 企業の取組 (1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努める。 (略) (2) (略) (追加)	第6節 企業防災の促進 3 企業の取組 (1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。 (略) (2) (略) (3) <u>防災体制の強化</u> <u>地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するための体制の整備に努める。</u> <u>ア 危険物等の管理体制を強化する。</u> <u>イ 防火管理講習会等に積極的に参加し、従業員の防災意識の高揚を図る。</u>	表記の整理 構成の整理

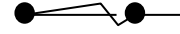
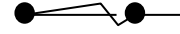
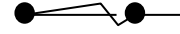
頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考												
		(3) (略) (追加) (4) (略)	<u>ウ 事業所内における防災訓練を強化する。</u> <u>エ 飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄に努める。</u> <u>オ 地域自主防災組織等と積極的に協力して、事業所及び 周辺地域の安全を確保する。</u> (4) (略) (5) <u>緊急地震速報受信装置等の活用</u> 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保 や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、<u>緊急地 震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものと する。</u> (6) (略)	対策の追加												
56	21	4 企業防災の促進のための取組 (2) 相談体制の整備 市及び県、商工団体等は、企業が被災した場合に速やか に相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等につい て検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種 支援について予め整理しておくものとする。<u>被災した場合 の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業 の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計 画（ＢＣＰ）を策定し、平常時に行うべき活動や緊急時に おける事業継続のための方針、手段などを取り決めておく ものとする。</u>	4 企業防災の促進のための取組 (2) 相談体制の整備 市及び県、商工団体等は、企業が被災した場合に速やか に相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等につい て検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種 支援について予め整理しておくものとする。（削除）	表記の整理												
58	21	第３章 災害に強い都市の形成 第１節 防災まちづくりの推進 １ 市街地の整備 (4) 防火地域及び準防火地域の指定 (略) 防火地域及び準防火地域の指定状況 <table><tr><td>区 分</td><td>防火地域</td><td>準防火地域</td></tr><tr><td>面 積</td><td>37 ha</td><td>2, 102 ha</td></tr></table>	区 分	防火地域	準防火地域	面 積	37 ha	2, 102 ha	第３章 災害に強い都市の形成 第１節 防災まちづくりの推進 １ 市街地の整備 (4) 防火地域及び準防火地域の指定 (略) 防火地域及び準防火地域の指定状況 <table><tr><td>区 分</td><td>防火地域</td><td>準防火地域</td></tr><tr><td>面 積</td><td>38 ha</td><td>2, 101 ha</td></tr></table>	区 分	防火地域	準防火地域	面 積	38 ha	2, 101 ha	新たに準防火地域 から防火地域に指 定されることに伴 う変更
区 分	防火地域	準防火地域														
面 積	37 ha	2, 102 ha														
区 分	防火地域	準防火地域														
面 積	38 ha	2, 101 ha														

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
60	3	2 建築物の安全対策 (3) 公共建築物の耐震性の確保・向上 公共建築物は、平常は不特定多数に利用され、災害時には避難、救護等の応急活動の拠点ともなるので、特に安全性の確保・向上を図る必要がある。既存公共建築物の耐震性の強化を図るため、緊急度の高いものから耐震診断、耐震改修を計画的に実施していく。	2 建築物の安全対策 (3) 公共建築物の耐震性の確保・向上 公共建築物は、平常は不特定多数に利用され、災害時には避難、救護等の応急活動の拠点ともなるので、特に安全性の確保・向上を図る必要がある。既存公共建築物の耐震性の強化を図るため、緊急度の高いものから耐震診断、耐震改修を計画的に実施するとともに、<u>非構造部材の耐震対策等を行い、地震後に継続使用できるための改修を促進する。</u>	対策の追加
61	29	3 宅地等の安全対策 (1)～(5) (略) (追加) (6) (略) 資料 「様式・資料集」 土石流危険渓流（資料 1－2） 急傾斜地崩壊危険箇所・危険区域（資料 1－3） 山地災害危険地区（資料 1－4）	3 宅地等の安全対策 (1)～(5) (略) (6) <u>宅地危険箇所の耐震化</u> 市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、<u>滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。</u> (7) (略) 資料 「様式・資料集」 土石流危険渓流（資料 1－2） 急傾斜地崩壊危険箇所・危険区域（資料 1－3） 山地災害危険地区（資料 1－4）	対策の追加 地域防災計画（様式・資料集）との整合
62	12	4 土砂災害の防止 (1) 土砂災害対策の推進 県は、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流のうち、災害発生のおそれのある地域を土砂災害警戒区域にしている。市は、この区域について、土砂災害に関する情報の収集や伝達、予報または警報の発令や伝達、避難その他必要な警戒避難体制を確立する。また、避難勧告の発令基準の策定、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。 (2) (略)	4 土砂災害の防止 (1) 土砂災害対策の推進 県は、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流のうち、災害発生のおそれのある地域を土砂災害警戒区域にしている。市は、この区域について、土砂災害に関する情報の収集や伝達、予報または警報の発令や伝達、避難その他必要な警戒避難体制を確立する。また、避難勧告等の発令基準の策定、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。 (2) (略)	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																				
		(3) ハザードマップの作成及び周知 (略) なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、 We b サイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など 様々な手法を活用して周知する<u>ことが望ましい。</u> 危険箇所等の定義 <table><tr><td>危険地区、危険箇所 等の名称</td><td>定 義</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 土砂災害警戒区域等の定義 <table><tr><td>土砂災害 警戒区域</td><td>土石流 急傾斜地の 崩壊</td><td>(略) 傾斜度 30 度以上、高さ 5 m 以上の 急傾斜地で、斜面上部</td></tr><tr><td>土砂災害 特別警戒 区域</td><td>土石流、 急傾斜地の 崩壊</td><td>(略)</td></tr></table>	危険地区、危険箇所 等の名称	定 義	(略)	(略)	土砂災害 警戒区域	土石流 急傾斜地の 崩壊	(略) 傾斜度 30 度以上、高さ 5 m 以上の 急傾斜地で、斜面上部	土砂災害 特別警戒 区域	土石流、 急傾斜地の 崩壊	(略)	(3) ハザードマップの作成及び周知 (略) なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、 We b サイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など 様々な手法を活用して周知する<u>よう努める。</u> 危険箇所等の定義 <table><tr><td>危険地区、危険箇所 等の名称</td><td>定 義</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 土砂災害警戒区域等の定義 <table><tr><td>土砂災害 警戒区域</td><td>土石流 急傾斜地の 崩壊</td><td>(略) 傾斜度 30 度以上、高さ 5 m 以上の 急傾斜地で、斜面上部 <u>(斜面の上 部から 10m 以内)、斜面及び斜面下 部 (斜面の下端から斜面の高さの 2 倍以内) の区域</u></td></tr><tr><td>土砂災害 特別警戒 区域</td><td>土石流、 急傾斜地の 崩壊</td><td>(略)</td></tr></table>	危険地区、危険箇所 等の名称	定 義	(略)	(略)	土砂災害 警戒区域	土石流 急傾斜地の 崩壊	(略) 傾斜度 30 度以上、高さ 5 m 以上の 急傾斜地で、斜面上部 <u>(斜面の上 部から 10m 以内)、斜面及び斜面下 部 (斜面の下端から斜面の高さの 2 倍以内) の区域</u>	土砂災害 特別警戒 区域	土石流、 急傾斜地の 崩壊	(略)	表記の整理
危険地区、危険箇所 等の名称	定 義																							
(略)	(略)																							
土砂災害 警戒区域	土石流 急傾斜地の 崩壊	(略) 傾斜度 30 度以上、高さ 5 m 以上の 急傾斜地で、斜面上部																						
土砂災害 特別警戒 区域	土石流、 急傾斜地の 崩壊	(略)																						
危険地区、危険箇所 等の名称	定 義																							
(略)	(略)																							
土砂災害 警戒区域	土石流 急傾斜地の 崩壊	(略) 傾斜度 30 度以上、高さ 5 m 以上の 急傾斜地で、斜面上部 <u>(斜面の上 部から 10m 以内)、斜面及び斜面下 部 (斜面の下端から斜面の高さの 2 倍以内) の区域</u>																						
土砂災害 特別警戒 区域	土石流、 急傾斜地の 崩壊	(略)																						
73	27	第 3 節 防災対策施設の整備 4 指定避難所等 (1) 指定避難所等の指定 避難所が被災した市民が一定時間滞在する場であることに 鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保 する観点から、小学校等の市民に身近な公共施設等を規模条件、 構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める 基準に従って指定するものとする。 また、災害の危険が切迫した場合における市民の安全な避難先を確保 するために、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定 緊急避難場所として、災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定 するものとする。	第 3 節 防災対策施設の整備 4 指定避難所等 (1) 指定避難所等の指定 避難所が被災した市民が一定時間滞在する場であることに 鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保 する観点から、小学校等の市民に身近な公共施設等を規模条件、 構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める 基準に従って指定するものとし、<u>各施設においては、あらかじめ必要な 機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</u> また、災害の危険が切迫した場合における市民の安全な避難先を確保 するために、災害の種類に応じてその危険の及ば	対策の追加																				

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(2) (略) (3) 避難所の運営管理体制の整備 県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」<u>など</u>を活用し、市民、自主防災組織、ボランティア等が協力して避難所の運営管理が行えるよう、避難所運営マニュアルを整備する。 (追加) <u>なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する市民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</u> (4) (略) (5) 避難に関する広報 ア (略) イ 市の避難計画 (ア)～(ウ) (略) (エ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 a 応急給水<u>装置</u> b 給食<u>装置</u> c～e (略) (オ) (略) (カ) (略) 資料 「様式・資料集」指定避難所（資料２－６－(１)） 福祉避難所（資料２－６－(２)）	ない場所・施設を指定緊急避難場所として、災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。 <u>なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</u> (2) (略) (3) 避難所の運営管理体制の整備 <u>ア 県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」など</u>を活用し、市民、自主防災組織、ボランティア等が協力して避難所の運営管理が行えるよう、避難所運営マニュアルを整備する。 <u>イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。</u> <u>ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する市民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</u> (4) (略) (5) 避難に関する広報 ア (略) イ 市の避難計画 (ア)～(ウ) (略) (エ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 a 応急給水<u>措置</u> b 給食<u>措置</u> c～e (略) (オ) (略) (カ) (略) 資料 「様式・資料集」指定避難所（資料２－６－(１)） 福祉避難所（資料２－６－(２)）	「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」の策定に伴う変更 対策の追加 対策の追加 表記の整理 地域防災計画（様式・資料集）との

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		広域避難場所（資料２－６－（３）） 緊急避難場所（資料２－６－（４）） （追加）	広域避難場所（資料２－６－（３）） 緊急避難場所（資料２－６－（４）） <u>避難路（資料２－６－（５））</u>	整合
77	10	5 避難行動の促進対策 (2) 災害情報システム（Ｌアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、避難指示等の伝達手段の多重化・多様化を図る。 (3) 市長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する次の事項等の知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。 ア （略） イ 避難時における知識 (ア) （略） (イ) （略） (ウ) 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の<u>緊急的な待避場所</u>への移動又は<u>屋内での待避等</u>を行うべきこと ウ （略） （追加）	5 避難行動の促進対策 (2) 災害情報システム（Ｌアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、<u>避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</u> (3) 市長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行う。<u>その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。また、避難に関する次の事項等の知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。</u> ア （略） イ 避難時における知識 (ア) （略） (イ) （略） (ウ) 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと</u> ウ （略） <u>(4) その他</u> <u>ア 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。</u> <u>イ 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。</u>	表記の整理 表記の整理 表記の整理 対策の追加
78	2	6 防災施設及び災害対策用資機材の整備 (2) 防災中枢機能の充実 保有する施設、設備について代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発	6 防災施設及び災害対策用資機材の整備 (2) 防災中枢機能の充実 <u>市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等</u>	対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考								
		電ができるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄、調達及び輸送体制の整備並びに通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。 (追加)	の整備を図り、十分な期間の発電ができるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄、調達及び輸送体制の整備並びに通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。 <u>また、市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。</u>									
84	12	第3編 東海地震に関する事前対策 第2章 情報の収集及び伝達 2 地震予知情報等の広報 (2) 広報手段等 広報は、<u>地震防災信号、広報車、有線放送、インターネット等の伝達系統により行う。</u> ア 地震伝達系統 県警戒本部 市災害対策本部 地震防災信号(サイレン・警鐘) 広報車 インターネット CATV、メール配信等 市民 公共的団体 防災上重要な施設の管理者等 イ 地震防災信号 <table><tr><th>サイレン</th><th>警 鐘</th></tr><tr><td>(約45秒)</td><td>(5点)</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>(約15秒)</td><td></td></tr></table> 備考 1 サイレン及び警鐘は、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば、サイレン及び警鐘を併用すること。	サイレン	警 鐘	(約45秒)	(5点)			(約15秒)		第3編 東海地震に関する事前対策 第2章 情報の収集及び伝達 2 地震予知情報等の広報 (2) 広報手段等 広報は、<u>広報車、有線放送、インターネット等の伝達系統により行う。</u> 地震伝達系統 県警戒本部 市災害対策本部 広報車 インターネット CATV メール配信等 市民 公共的団体 防災上重要な施設の管理者等 (削除)	表記の整理
サイレン	警 鐘											
(約45秒)	(5点)											
												
(約15秒)												
88	27	第3章 発災に備えた直前対策 2 避難等の対策 (1) 市の対策	第3章 発災に備えた直前対策 2 避難等の対策 (1) 市の対策	表記の整理								

[illegible]

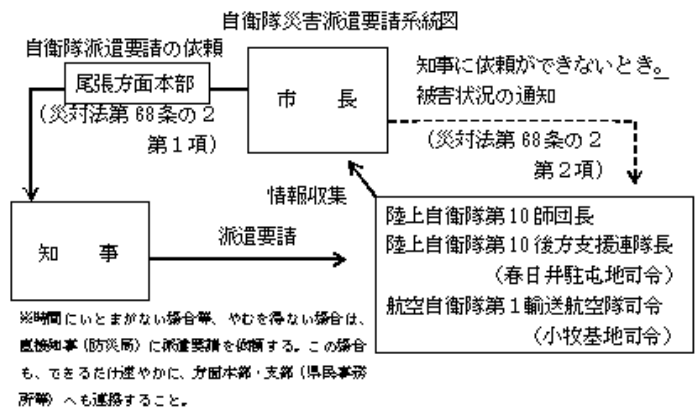
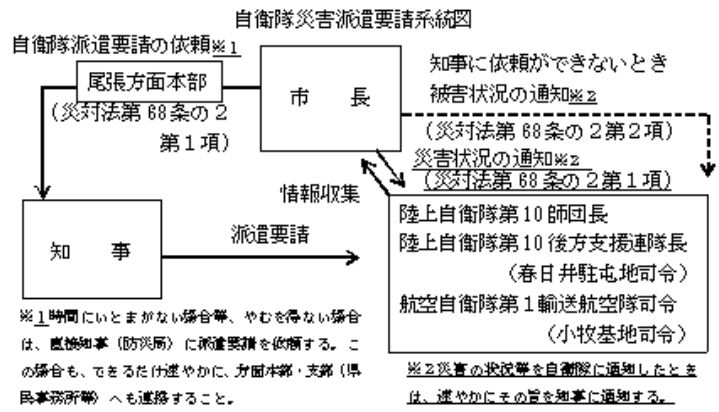
頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																												
		(イ) 強化地域周辺規制 (略) <table><tr><th>交差点名</th><th>路線名</th><th>住所</th><th>規制方向</th></tr><tr><td>鳥居松北</td><td>(略)</td><td>春日井市瑞穂通 1 丁目</td><td>(略)</td></tr><tr><td>高蔵寺北</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (ウ) 広域交通規制 広域交通規制道路 <table><tr><th>国道</th><td>19 号</td></tr><tr><th>高速道路</th><td>東名高速道路、中央自動車道、東名阪自動車道 (名二環含む)</td></tr></table> 広域交通検問所 <table><tr><th>路線名</th><th>検問地点</th><th>規制内容</th></tr><tr><td>国道 19 号</td><td>春日井市坂下町 4 丁目地内 坂下交番前</td><td>北進・南進車両に対する抑制誘導</td></tr></table> イ (略)	交差点名	路線名	住所	規制方向	鳥居松北	(略)	春日井市瑞穂通 1 丁目	(略)	高蔵寺北	(略)	(略)	(略)	国道	19 号	高速道路	東名高速道路、中央自動車道、東名阪自動車道 (名二環含む)	路線名	検問地点	規制内容	国道 19 号	春日井市坂下町 4 丁目地内 坂下交番前	北進・南進車両に対する抑制誘導	(イ) 強化地域周辺規制 (略) <table><tr><th>交差点名</th><th>路線名</th><th>住所</th><th>規制方向</th></tr><tr><td>瑞穂通 5 丁目</td><td>(略)</td><td>春日井市瑞穂通 5 丁目</td><td>(略)</td></tr><tr><td>高蔵寺北</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (ウ) 広域交通規制 広域交通規制道路 <table><tr><th>国道</th><td>19 号</td></tr><tr><th>高速道路</th><td>東名高速道路、中央自動車道、東名阪自動車道、名古屋第二環状自動車道</td></tr></table> 広域交通検問所 <table><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>道路名</th></tr><tr><td>坂下交番前</td><td>春日井市坂下町</td><td>国道 19 号</td></tr></table> イ (略)	交差点名	路線名	住所	規制方向	瑞穂通 5 丁目	(略)	春日井市瑞穂通 5 丁目	(略)	高蔵寺北	(略)	(略)	(略)	国道	19 号	高速道路	東名高速道路、中央自動車道、東名阪自動車道、名古屋第二環状自動車道	名称	住所	道路名	坂下交番前	春日井市坂下町	国道 19 号	
交差点名	路線名	住所	規制方向																																													
鳥居松北	(略)	春日井市瑞穂通 1 丁目	(略)																																													
高蔵寺北	(略)	(略)	(略)																																													
国道	19 号																																															
高速道路	東名高速道路、中央自動車道、東名阪自動車道 (名二環含む)																																															
路線名	検問地点	規制内容																																														
国道 19 号	春日井市坂下町 4 丁目地内 坂下交番前	北進・南進車両に対する抑制誘導																																														
交差点名	路線名	住所	規制方向																																													
瑞穂通 5 丁目	(略)	春日井市瑞穂通 5 丁目	(略)																																													
高蔵寺北	(略)	(略)	(略)																																													
国道	19 号																																															
高速道路	東名高速道路、中央自動車道、東名阪自動車道、名古屋第二環状自動車道																																															
名称	住所	道路名																																														
坂下交番前	春日井市坂下町	国道 19 号																																														

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																
103	5	第4編 災害応急対策計画 第1章 応急活動組織 第1節 活動組織の設置 3 災害対策本部 (略) 災 害 対 策 本 部 組 織 図 設 置 及 び 廃 止 通 知 先 <table><tr><td>愛知県</td><td>尾張県民事務所</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>防災局災害対策課</td><td>電話 052-951-3800 FAX 052-954-6912 防災行政無線 600-1128 FAX 600-1510</td></tr><tr><td>春日井警察署</td><td>警備課</td><td>(略)</td></tr></table> 第4編 災害応急対策計画 第1章 応急活動組織 第1節 活動組織の設置 3 災害対策本部 (略) 災 害 対 策 本 部 組 織 図 設 置 及 び 廃 止 通 知 先 <table><tr><td>愛知県</td><td>尾張県民事務所</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>防災局災害対策課</td><td>電話 052-951-3800 FAX 052-954-6912 防災行政無線 600-2512 FAX 600-1510</td></tr><tr><td>春日井警察署</td><td>警備課</td><td>(略)</td></tr></table> 体制の整理	愛知県	尾張県民事務所	(略)		防災局災害対策課	電話 052-951-3800 FAX 052-954-6912 防災行政無線 600-1128 FAX 600-1510	春日井警察署	警備課	(略)	愛知県	尾張県民事務所	(略)		防災局災害対策課	電話 052-951-3800 FAX 052-954-6912 防災行政無線 600-2512 FAX 600-1510	春日井警察署	警備課	(略)
愛知県	尾張県民事務所	(略)																		
	防災局災害対策課	電話 052-951-3800 FAX 052-954-6912 防災行政無線 600-1128 FAX 600-1510																		
春日井警察署	警備課	(略)																		
愛知県	尾張県民事務所	(略)																		
	防災局災害対策課	電話 052-951-3800 FAX 052-954-6912 防災行政無線 600-2512 FAX 600-1510																		
春日井警察署	警備課	(略)																		

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																																																																			
106	16	6 配備態勢等 (1) 配備態勢 (略) 施設配備態勢 <table><tr><th>種別</th><th>施設名</th><th>配備要員</th><th>主な活動内容</th></tr><tr><td rowspan="2">警戒態勢 (東海地震 注意情報 発表を除 く。) 及び第1 次非常配 備態勢</td><td>配水管理事務所</td><td>施設長 ほか4名</td><td rowspan="2">施設の被害 状況の確認及 び伝達</td></tr><tr><td>その他の施設</td><td>施設長 ほか1名</td></tr><tr><td rowspan="3">第2次非 常配備態 勢</td><td>配水管理事務所</td><td rowspan="2">全職員</td><td rowspan="3">1 施設の緊 急点検及び 被害状況の 伝達 2 施設の応 急復旧</td></tr><tr><td>浄化センター</td></tr><tr><td>クリーンセンター</td></tr><tr><td></td><td>市民病院</td><td></td></tr><tr><td></td><td>その他の施設</td><td>施設長 ほか1名</td></tr></table>	種別	施設名	配備要員	主な活動内容	警戒態勢 (東海地震 注意情報 発表を除 く。) 及び第1 次非常配 備態勢	配水管理事務所	施設長 ほか4名	施設の被害 状況の確認及 び伝達	その他の施設	施設長 ほか1名	第2次非 常配備態 勢	配水管理事務所	全職員	1 施設の緊 急点検及び 被害状況の 伝達 2 施設の応 急復旧	浄化センター	クリーンセンター		市民病院			その他の施設	施設長 ほか1名	6 配備態勢等 (1) 配備態勢 (略) 施設配備態勢 <table><tr><th>種別</th><th>施設名</th><th>配備要員</th><th>主な活動内容</th></tr><tr><td rowspan="4">警戒態勢 (東海地震 注意情報 発表を除 く。)</td><td>配水管理事務所</td><td>施設長 ほか4名</td><td rowspan="4">施設の被害 状況の確認及 び伝達</td></tr><tr><td>東部市民センター</td><td rowspan="3">施設長 ほか1名</td></tr><tr><td>味美ふれあいセンター</td></tr><tr><td>西部ふれあいセンター</td></tr><tr><td></td><td>南部ふれあいセンター</td><td></td></tr><tr><td></td><td>高蔵寺ふれあいセンター</td><td></td></tr><tr><td></td><td>鷹来公民館</td><td></td></tr><tr><td></td><td>坂下公民館</td><td></td></tr><tr><td></td><td>各浄化センター</td><td></td></tr><tr><td></td><td>市民病院</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">第1次非 常配備態 勢</td><td>配水管理事務所</td><td>施設長 ほか4名</td><td rowspan="3">施設の被害 状況の確認及 び伝達</td></tr><tr><td>その他の施設</td><td>施設長 ほか1名</td></tr><tr><td>その他の施設(指定管理)</td><td>指定管理者は 市の参集基準 に準じる</td></tr><tr><td rowspan="7">第2次非 常配備態 勢</td><td>知多公民館</td><td rowspan="4">施設職員全員</td><td rowspan="7">1 施設の緊 急点検及び 被害状況の 伝達 2 施設の応 急復旧</td></tr><tr><td>青年の家</td></tr><tr><td>野外教育センター</td></tr><tr><td>清掃事業所</td></tr><tr><td>衛生プラント</td><td></td></tr><tr><td>配水管理事務所</td><td></td></tr><tr><td>各浄化センター</td><td></td></tr><tr><td>クリーンセンター</td><td></td></tr><tr><td>市民病院</td><td></td></tr><tr><td>各保育園</td><td>主任(統括主任 を含む)職以上 の職員</td></tr><tr><td>その他の施設</td><td>施設長 ほか1名</td></tr><tr><td>その他の施設(指定管理)</td><td>指定管理者は 市の参集基準 に準じる</td></tr></table>	種別	施設名	配備要員	主な活動内容	警戒態勢 (東海地震 注意情報 発表を除 く。)	配水管理事務所	施設長 ほか4名	施設の被害 状況の確認及 び伝達	東部市民センター	施設長 ほか1名	味美ふれあいセンター	西部ふれあいセンター		南部ふれあいセンター			高蔵寺ふれあいセンター			鷹来公民館			坂下公民館			各浄化センター			市民病院		第1次非 常配備態 勢	配水管理事務所	施設長 ほか4名	施設の被害 状況の確認及 び伝達	その他の施設	施設長 ほか1名	その他の施設(指定管理)	指定管理者は 市の参集基準 に準じる	第2次非 常配備態 勢	知多公民館	施設職員全員	1 施設の緊 急点検及び 被害状況の 伝達 2 施設の応 急復旧	青年の家	野外教育センター	清掃事業所	衛生プラント		配水管理事務所		各浄化センター		クリーンセンター		市民病院		各保育園	主任(統括主任 を含む)職以上 の職員	その他の施設	施設長 ほか1名	その他の施設(指定管理)	指定管理者は 市の参集基準 に準じる	表記の整理
種別	施設名	配備要員	主な活動内容																																																																																				
警戒態勢 (東海地震 注意情報 発表を除 く。) 及び第1 次非常配 備態勢	配水管理事務所	施設長 ほか4名	施設の被害 状況の確認及 び伝達																																																																																				
	その他の施設	施設長 ほか1名																																																																																					
第2次非 常配備態 勢	配水管理事務所	全職員	1 施設の緊 急点検及び 被害状況の 伝達 2 施設の応 急復旧																																																																																				
	浄化センター																																																																																						
	クリーンセンター																																																																																						
	市民病院																																																																																						
	その他の施設	施設長 ほか1名																																																																																					
種別	施設名	配備要員	主な活動内容																																																																																				
警戒態勢 (東海地震 注意情報 発表を除 く。)	配水管理事務所	施設長 ほか4名	施設の被害 状況の確認及 び伝達																																																																																				
	東部市民センター	施設長 ほか1名																																																																																					
	味美ふれあいセンター																																																																																						
	西部ふれあいセンター																																																																																						
	南部ふれあいセンター																																																																																						
	高蔵寺ふれあいセンター																																																																																						
	鷹来公民館																																																																																						
	坂下公民館																																																																																						
	各浄化センター																																																																																						
	市民病院																																																																																						
第1次非 常配備態 勢	配水管理事務所	施設長 ほか4名	施設の被害 状況の確認及 び伝達																																																																																				
	その他の施設	施設長 ほか1名																																																																																					
	その他の施設(指定管理)	指定管理者は 市の参集基準 に準じる																																																																																					
第2次非 常配備態 勢	知多公民館	施設職員全員	1 施設の緊 急点検及び 被害状況の 伝達 2 施設の応 急復旧																																																																																				
	青年の家																																																																																						
	野外教育センター																																																																																						
	清掃事業所																																																																																						
	衛生プラント																																																																																						
	配水管理事務所																																																																																						
	各浄化センター																																																																																						
クリーンセンター																																																																																							
市民病院																																																																																							
各保育園	主任(統括主任 を含む)職以上 の職員																																																																																						
その他の施設	施設長 ほか1名																																																																																						
その他の施設(指定管理)	指定管理者は 市の参集基準 に準じる																																																																																						

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考															
109	1	第2節 広域応援等の要請及び受入れ 1 職員の派遣要請 (1)～(3) (略) (追加) 災対法及び災害時における相互応援協定に基づく応援要請系統図	第2節 広域応援等の要請及び受入れ 1 職員の派遣要請 (1)～(3) (略) (4) 被災市町村への職員派遣 <u>市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</u> 災対法及び災害時における相互応援協定に基づく応援要請系統図	対策の追加 表記の整理															
109	20	3 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）（略） 市では、災害時における相互応援に関する協定を旧尾張北部広域行政圏構成市町及び特例市各市と結んでおり、災害の規模等必要に応じて応援要請を行う。 (1) (略) (追加)	3 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）（略） 市では、災害時における相互応援に関する協定を旧尾張北部広域行政圏構成市町、<u>東尾張地区各市町及び施行時特例市</u>各市と結んでおり、災害の規模等必要に応じて応援要請を行う。 (1) (略) (2) <u>東尾張地区市町及び連絡担当部局</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th><th>担当部課名</th><th>住所</th><th>連絡先</th><th>電話 FAX</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>瀬戸市</td><td>市長直轄組織 防災課</td><td>瀬戸市追分町64番地の1</td><td>0561-88-2600 0561-21-6607</td><td></td></tr> <tr> <td>小牧市</td><td>総務部 危機管理課</td><td>小牧市堀の内3丁目1番地</td><td>0568-76-1171 0568-41-3799</td><td></td></tr> </tbody> </table>	市町名	担当部課名	住所	連絡先	電話 FAX	瀬戸市	市長直轄組織 防災課	瀬戸市追分町64番地の1	0561-88-2600 0561-21-6607		小牧市	総務部 危機管理課	小牧市堀の内3丁目1番地	0568-76-1171 0568-41-3799		協定の締結
市町名	担当部課名	住所	連絡先	電話 FAX															
瀬戸市	市長直轄組織 防災課	瀬戸市追分町64番地の1	0561-88-2600 0561-21-6607																
小牧市	総務部 危機管理課	小牧市堀の内3丁目1番地	0568-76-1171 0568-41-3799																

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																																
		(2) 施行時特例市応援要請手続き 春日井市が所属する西日本ブロックの代表市へ応援を要請する。なお、平成 27、28 年度は、<u>明石市</u>が代表市となっている。 ア (略) イ (略) ウ 代表市の防災担当部署 西日本ブロック代表市 <u>明石市</u> <table><tr><th>担当課</th><th>住所</th><th>連絡先</th><th>電話 F A X</th></tr><tr><td>総合安全対策局</td><td>明石市中崎 1－5－1</td><td>078-918-5069 078-918-5140</td><td></td></tr></table>	担当課	住所	連絡先	電話 F A X	総合安全対策局	明石市中崎 1－5－1	078-918-5069 078-918-5140		<table><tr><td>尾張旭市</td><td>総務部 災害対策室</td><td>尾張旭市東大道 町原田 2600 番地1</td><td>0561-76-8127 0561-52-0831</td></tr><tr><td>豊明市</td><td>市民生活部 防災防犯対策 室</td><td>豊明市新田町子 持松1 番地1</td><td>0562-92-8305 0562-92-1141</td></tr><tr><td>日進市</td><td>総務部 危機管理課</td><td>日進市蟹甲町池 下 268 番地</td><td>0561-73-3279 0561-74-0258</td></tr><tr><td>清須市</td><td>総務部 防災行政課</td><td>清須市須ヶ口 1238 番地</td><td>052-400-2911 052-400-2963</td></tr><tr><td>北名古屋 市</td><td>防災環境部 防災交通課</td><td>北名古屋市西之 保清水田 15 番地</td><td>0568-22-1111 0568-26-4100</td></tr><tr><td>長久手市</td><td>くらし文化部 安心安全課</td><td>長久手市岩作城 の内 60 番地1</td><td>0561-56-0611 0561-63-6585</td></tr><tr><td>東郷町</td><td>総務部 安全安心課</td><td>愛知郡東郷町大 字春木字羽根穴1 番地</td><td>0561-38-3111 (内線 2332) 0568-26-4100</td></tr><tr><td>豊山町</td><td>総務部 防災安全課</td><td>西春日井郡豊山 町大字豊場字新 栄 260 番地</td><td>0568-28-0355 0568-29-1177</td></tr></table> 資料 「様式・資料集」特例市災害時相互応援に関する 協定書（資料 5－20） (3) 施行時特例市応援要請手続き 春日井市が所属する西日本ブロックの代表市へ応援を要請する。なお、平成 29、30 年度は、<u>一宮市</u>が代表市となっている。 ア (略) イ (略) ウ 代表市の防災担当部署 西日本ブロック代表市 <u>一宮市</u> <table><tr><th>担当課</th><th>住所</th><th>連絡先</th><th>電話 F A X</th></tr><tr><td>総務部 危機管理課</td><td>愛知県一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号</td><td>0586-28-8959 0586-73-9212</td><td></td></tr></table>	尾張旭市	総務部 災害対策室	尾張旭市東大道 町原田 2600 番地1	0561-76-8127 0561-52-0831	豊明市	市民生活部 防災防犯対策 室	豊明市新田町子 持松1 番地1	0562-92-8305 0562-92-1141	日進市	総務部 危機管理課	日進市蟹甲町池 下 268 番地	0561-73-3279 0561-74-0258	清須市	総務部 防災行政課	清須市須ヶ口 1238 番地	052-400-2911 052-400-2963	北名古屋 市	防災環境部 防災交通課	北名古屋市西之 保清水田 15 番地	0568-22-1111 0568-26-4100	長久手市	くらし文化部 安心安全課	長久手市岩作城 の内 60 番地1	0561-56-0611 0561-63-6585	東郷町	総務部 安全安心課	愛知郡東郷町大 字春木字羽根穴1 番地	0561-38-3111 (内線 2332) 0568-26-4100	豊山町	総務部 防災安全課	西春日井郡豊山 町大字豊場字新 栄 260 番地	0568-28-0355 0568-29-1177	担当課	住所	連絡先	電話 F A X	総務部 危機管理課	愛知県一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号	0586-28-8959 0586-73-9212		施行時特例市の代表市の変更に伴う修正
担当課	住所	連絡先	電話 F A X																																																	
総合安全対策局	明石市中崎 1－5－1	078-918-5069 078-918-5140																																																		
尾張旭市	総務部 災害対策室	尾張旭市東大道 町原田 2600 番地1	0561-76-8127 0561-52-0831																																																	
豊明市	市民生活部 防災防犯対策 室	豊明市新田町子 持松1 番地1	0562-92-8305 0562-92-1141																																																	
日進市	総務部 危機管理課	日進市蟹甲町池 下 268 番地	0561-73-3279 0561-74-0258																																																	
清須市	総務部 防災行政課	清須市須ヶ口 1238 番地	052-400-2911 052-400-2963																																																	
北名古屋 市	防災環境部 防災交通課	北名古屋市西之 保清水田 15 番地	0568-22-1111 0568-26-4100																																																	
長久手市	くらし文化部 安心安全課	長久手市岩作城 の内 60 番地1	0561-56-0611 0561-63-6585																																																	
東郷町	総務部 安全安心課	愛知郡東郷町大 字春木字羽根穴1 番地	0561-38-3111 (内線 2332) 0568-26-4100																																																	
豊山町	総務部 防災安全課	西春日井郡豊山 町大字豊場字新 栄 260 番地	0568-28-0355 0568-29-1177																																																	
担当課	住所	連絡先	電話 F A X																																																	
総務部 危機管理課	愛知県一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号	0586-28-8959 0586-73-9212																																																		

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
111	22	4 近隣市町及び災害時相互応援協定締結自治体に対する応援要請等 (略) (追加) 5～7 (略)	4 近隣市町及び災害時相互応援協定締結自治体に対する応援要請等 (略) 5 県内の市町村に対する応援要請等 災害救助法の適用が決定した場合は、県と愛知県市長会及び愛知県町村会で締結した「被災市町村広域応援の実施に関する協定（愛知県）」に基づき、県及び県内市町村が連携した応援が実施される。 6～8 (略)	対策の追加（県が被災市町村広域応援の実施に関する協定を締結したことによるもの）
112	23	第3節 自衛隊の派遣要請及び受入れ (略) この場合において、市長は、その旨及び当該市域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。 (追加)  ※時間にとまがない場合等、やむを得ない場合は、直轄知事（防災局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部・支隊（県民事務所等）へも連絡すること。	第3節 自衛隊の派遣要請及び受入れ (略) この場合において、市長は、その旨及び当該市域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。 また、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。  ※1時間にとまがない場合等、やむを得ない場合は、直轄知事（防災局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部・支隊（県民事務所等）へも連絡すること。 ※2災害の状況等を自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。	対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																		
113	2	1 派遣要請の手続 (1) 要請時の必要事項 ア 災害の状況及び派遣を要請する<u>理由</u> イ～エ (略) (2) 連絡先 <table><tr><th rowspan="2">連絡先</th><th colspan="2">連絡窓口</th></tr><tr><th>時間内</th><th>時間外</th></tr><tr><td>陸上自衛隊 第10師団司令部</td><td>第3部防衛班 加入電話 (052)791-2191 内線 4236</td><td>(略)</td></tr><tr><td>陸上自衛隊 第35普通科連隊</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(追加)</td></tr><tr><td>航空自衛隊 第1輸送航空隊</td><td>第1輸送航空隊防衛 部運用班 加入電話 (0568)76-2191 内線 4032</td><td>(略)</td></tr></table>	連絡先	連絡窓口		時間内	時間外	陸上自衛隊 第10師団司令部	第3部防衛班 加入電話 (052)791-2191 内線 4236	(略)	陸上自衛隊 第35普通科連隊	(略)	(略)	(追加)			航空自衛隊 第1輸送航空隊	第1輸送航空隊防衛 部運用班 加入電話 (0568)76-2191 内線 4032	(略)	1 派遣要請の手続 (1) 要請時の必要事項 ア 災害の状況及び派遣を要請する<u>事由</u> イ～エ (略) (2) 連絡先 <table><tr><th rowspan="2">連絡先</th><th colspan="2">連絡窓口</th></tr><tr><th>時間内</th><th>時間外</th></tr><tr><td>陸上自衛隊 第10師団司令部</td><td>防衛班 加入電話 (052)791-2191 内線 4235</td><td>(略)</td></tr><tr><td>陸上自衛隊 第35普通科連隊</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>陸上自衛隊 第10施設大隊</td><td>第3科 加入電話 (0568)81-7183 内線 232</td><td>当直室 加入電話 (0568)81-7183 内線 302</td></tr><tr><td>航空自衛隊 第1輸送航空隊</td><td>防衛部 加入電話 (0568)76-2191 内線 4032</td><td>(略)</td></tr></table>	連絡先	連絡窓口		時間内	時間外	陸上自衛隊 第10師団司令部	防衛班 加入電話 (052)791-2191 内線 4235	(略)	陸上自衛隊 第35普通科連隊	(略)	(略)	陸上自衛隊 第10施設大隊	第3科 加入電話 (0568)81-7183 内線 232	当直室 加入電話 (0568)81-7183 内線 302	航空自衛隊 第1輸送航空隊	防衛部 加入電話 (0568)76-2191 内線 4032	(略)	表記の整理
連絡先	連絡窓口																																					
	時間内	時間外																																				
陸上自衛隊 第10師団司令部	第3部防衛班 加入電話 (052)791-2191 内線 4236	(略)																																				
陸上自衛隊 第35普通科連隊	(略)	(略)																																				
(追加)																																						
航空自衛隊 第1輸送航空隊	第1輸送航空隊防衛 部運用班 加入電話 (0568)76-2191 内線 4032	(略)																																				
連絡先	連絡窓口																																					
	時間内	時間外																																				
陸上自衛隊 第10師団司令部	防衛班 加入電話 (052)791-2191 内線 4235	(略)																																				
陸上自衛隊 第35普通科連隊	(略)	(略)																																				
陸上自衛隊 第10施設大隊	第3科 加入電話 (0568)81-7183 内線 232	当直室 加入電話 (0568)81-7183 内線 302																																				
航空自衛隊 第1輸送航空隊	防衛部 加入電話 (0568)76-2191 内線 4032	(略)																																				
115	4	3 派遣部隊の受入れ (略) 資料 「様式・資料集」ヘリポート可能箇所(資料4-4) ヘリポート確保基準(資料6-8)	3 派遣部隊の受入れ (略) 資料 「様式・資料集」ヘリポート可能箇所(資料4-4) 着陸帯設定時における留意事項(資料6-8)	地域防災計画(様式・資料集)との整合																																		
115	6	4 撤収要請 市長は、救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくな<u>った</u>ときは、速やかに知事に対し撤収要請を依頼する。 資料 「様式・資料集」撤収要請依頼書(第32号様式)	4 撤収要請 市長は、救援活動が終了し、自衛隊の災害派遣の目的を達<u>成した</u>ときは、速やかに知事に対し、撤収要請を依頼する。 資料 「様式・資料集」災害派遣撤収要請依頼書(第32号様式)	表記の整理 地域防災計画(様式・資料集)との整合																																		

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
117	3	第2章 情報の収集及び伝達 第1節 通信連絡体制 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、<u>県及び関係機関と相互に連携して災害応急対策が実施できるよう、災害に関する情報の共有に努める。</u> (略)	第2章 情報の収集及び伝達 第1節 通信連絡体制 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、<u>正確な情報収集に努め、県と災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるように努める。</u> (略)	対策の追加
117	16	2 通信の統制 (1) 移動局無線（携帯用及び車載用）は、本部事務局部の管理下に置く。	2 通信の統制 (1) 移動局無線（携帯用及び車載用）<u>及び衛星携帯電話は、</u>本部事務局部の管理下に置く。	対策の追加
121	14	第3節 被害情報の収集及び伝達 (略) この場合において、市長は被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。	第3節 被害情報の収集及び伝達 (略) この場合において、市長は被害の発生地域、避難勧告等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。	表記の整理
121	28	1 情報の収集及び伝達 (1) 連絡系統 ア 各部及び関係機関は、それぞれ所管する事務又は業務に関して収集した被害状況等の情報を本部事務局部へ伝達する。 イ (略) ウ (略)	1 情報の収集及び伝達 (1) 連絡系統 ア 各部及び関係機関は、それぞれ所管する事務又は業務に関して収集した被害状況等の情報 <u>(画像情報を含む)</u> を本部事務局部へ伝達する。 イ (略) ウ (略)	表記の整理
124	17	2 被災建物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定 (追加)	2 被災建物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定 <u>各種調査の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次被害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。</u>	対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(1) (略)	(1) (略)	
125	28	4 県への報告 (1) 報告の方法 ア 被害状況及び災害対策状況は、県防災情報システム等を活用し、所定の報告様式で報告する。 なお、<u>県防災行政無線未設置期間にあっては、原則、有線電話を使用するものとする。</u> また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。 イ 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用<u>や警察無線等他機関の無線通信施設</u>を利用するものとする。 ウ (略) エ (略) (2) (略) 資料「関連」第5編 第1章 第<u>2</u>節 <u>3. 被災証明書及び罹災証明書の発行</u> 「様式・資料集」被害認定基準（資料6－3） 災害報告（第5、6、10、11、13号様式） 被害調査用紙（被災者台帳）（第15号、15号の2様式）	4 県への報告 (1) 報告の方法 ア 被害状況及び災害対策状況は、県防災情報システム等を活用し、所定の報告様式で報告する。 (削除) また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。 イ 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、<u>衛星携帯電話の利用や、各防災関係機関が所有する専用電話の利用及び警察無線等他機関の無線通信施設</u>を利用するものとする。 ウ (略) エ (略) (2) (略) 資料「関連」第5編 第1章 第<u>1</u>節 <u>1. 罹災証明書の交付</u> 「様式・資料集」被害認定基準（資料6－3） 災害報告（第5、6、<u>9</u>、10、11、13号様式） 被害調査用紙（被災者台帳）（第15号、15号の2様式）	表記の整理 対策の追加 表記の整理 地域防災計画（様式・資料集）との整合
131	7	第4節 市民への広報及び相談窓口 1 災害情報の広報 (4) <u>避難指示及び勧告</u>に関すること。	第4節 市民への広報及び相談窓口 1 災害情報の広報 (4) <u>避難勧告等</u>に関すること。	表記の整理
137	23	第3章 消防・救助活動 第2節 救助活動 2 行方不明者の捜索活動 (1) 行方不明者の存否確認 ア (略) イ (略) ウ 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住	第3章 消防・救助活動 第2節 救助活動 2 行方不明者の捜索活動 (1) 行方不明者の存否確認 ア (略) イ (略) ウ 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																														
		民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡する。	民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は <u>直接又は必要に応じ国を通じて大使館等</u> ）に連絡する。																															
139	6	第3節 広域応援の要請 2 知事への応援要請 (略) 資料 「様式・資料集」県防災ヘリコプター緊急運航要領（資料6－6） 防災ヘリコプター緊急運航基準（資料6－7） <u>ヘリポート確保基準</u> （資料6－8）	第3節 広域応援の要請 2 知事への応援要請 (略) 資料 「様式・資料集」 <u>愛知県</u> 防災ヘリコプター緊急運航要領（資料6－6） 防災ヘリコプター緊急運航基準（資料6－7） <u>着陸帯設定時における留意事項</u> （資料6－8）	地域防災計画（様式・資料集）との整合																														
140	3	5 他の消防機関からの応援要請に基づく出動 (略) 消防相互応援に関する協定 <table><tr><td></td><td>協定名称</td><td>協定機関</td></tr><tr><td>1</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>2</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>3</td><td>愛知県下高速道路における消防相互応援協定</td><td><u>新城市、豊橋市、豊川市、岡崎市、豊田市、尾三消防組合、長久手町、名古屋市、尾張旭市、小牧市、岩倉市、一宮市、稲沢市、海部東部消防組合、蟹江町、津島市、愛西市、海部南部消防組合、西春日井広域事務組合、東海市、大府市、豊明市、衣浦東部広域連合、春日井市</u></td></tr><tr><td>4</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>		協定名称	協定機関	1	(略)	(略)	2	(略)	(略)	3	愛知県下高速道路における消防相互応援協定	<u>新城市、豊橋市、豊川市、岡崎市、豊田市、尾三消防組合、長久手町、名古屋市、尾張旭市、小牧市、岩倉市、一宮市、稲沢市、海部東部消防組合、蟹江町、津島市、愛西市、海部南部消防組合、西春日井広域事務組合、東海市、大府市、豊明市、衣浦東部広域連合、春日井市</u>	4	(略)	(略)	5 他の消防機関からの応援要請に基づく出動 (略) 消防相互応援に関する協定 <table><tr><td></td><td>協定名称</td><td>協定機関</td></tr><tr><td>1</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>2</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>3</td><td>愛知県下高速道路における消防相互応援協定（資料5－38）</td><td><u>名古屋市、豊橋市、一宮市、岡崎市、豊川市、津島市、衣浦東部広域連合、豊田市、瀬戸市、稲沢市、小牧市、新城市、東海市、大府市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、西春日井広域事務組合、蟹江町、海部東部消防組合、尾三消防組合、海部南部消防組合、愛西市、長久手市、春日井市</u></td></tr><tr><td>4</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>		協定名称	協定機関	1	(略)	(略)	2	(略)	(略)	3	愛知県下高速道路における消防相互応援協定（資料5－38）	<u>名古屋市、豊橋市、一宮市、岡崎市、豊川市、津島市、衣浦東部広域連合、豊田市、瀬戸市、稲沢市、小牧市、新城市、東海市、大府市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、西春日井広域事務組合、蟹江町、海部東部消防組合、尾三消防組合、海部南部消防組合、愛西市、長久手市、春日井市</u>	4	(略)	(略)	地域防災計画（様式・資料集）との整合
	協定名称	協定機関																																
1	(略)	(略)																																
2	(略)	(略)																																
3	愛知県下高速道路における消防相互応援協定	<u>新城市、豊橋市、豊川市、岡崎市、豊田市、尾三消防組合、長久手町、名古屋市、尾張旭市、小牧市、岩倉市、一宮市、稲沢市、海部東部消防組合、蟹江町、津島市、愛西市、海部南部消防組合、西春日井広域事務組合、東海市、大府市、豊明市、衣浦東部広域連合、春日井市</u>																																
4	(略)	(略)																																
	協定名称	協定機関																																
1	(略)	(略)																																
2	(略)	(略)																																
3	愛知県下高速道路における消防相互応援協定（資料5－38）	<u>名古屋市、豊橋市、一宮市、岡崎市、豊川市、津島市、衣浦東部広域連合、豊田市、瀬戸市、稲沢市、小牧市、新城市、東海市、大府市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、西春日井広域事務組合、蟹江町、海部東部消防組合、尾三消防組合、海部南部消防組合、愛西市、長久手市、春日井市</u>																																
4	(略)	(略)																																
140	25	第4節 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備 1 (略) また、市又は県が応援活動を行う場合の防災活動拠点とし	第4節 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 1 (略) また、市又は県が応援活動を行う場合の防災活動拠点とし	対策の追加																														

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>避難準備(要配慮者避難)情報、避難勧告又は避難指示の発令は、対策本部部長会議で決定する。なお、<u>避難準備情報</u>や<u>避難指示</u>を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</u> (7) 知事等への助言の要求 市長は、<u>避難のための立退きを勧告・指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合、若しくは避難勧告又は指示の解除を行う場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。そのため、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</u> (8) 市民への周知 (略) また、<u>避難勧告又は指示の理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。</u> (略) (9) 関係機関の相互連絡 <u>避難準備(要配慮者避難)情報、避難勧告又は指示をした者及び機関は、速やかに関係各機関に連絡をするとともに、その内容について相互に通報連絡するものとする。</u> (10) 広域一時滞在に係る協議 (略)	<u>避難勧告又は避難指示(緊急)の発令は、対策本部部長会議で決定する。なお、<u>発令</u>を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</u> <u>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</u> (6) 知事等への助言の要求 市長は、<u>避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は「屋内安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合、若しくは避難勧告等の解除を行う場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。また、<u>知事は時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとされている。</u></u>そのため、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 (7) 市民への周知 (略) また、<u>避難勧告又は避難指示(緊急)の理由、避難対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。</u> (略) (8) 関係機関の相互連絡 <u>避難勧告若しくは指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に連絡をするとともに、その内容について相互に通報連絡するものとする。</u> (9) 広域一時滞在に係る協議 (略)	更 表記の整理 対策の追加 表記の整理 避難情報の名称変更 表記の整理 表記の整理 表記の整理
144	30	2 避難誘導 (1) <u>避難</u>に当たっては、自主防災組織等の協力を得て、地域ごとでの集団避難を行うものとし、一時的に公園等の指定	2 避難誘導 (1) <u>誘導</u>に当たっては、自主防災組織等の協力を得て、地域ごとでの集団避難を行うものとし、一時的に公園等の指定	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		緊急避難場所等に集合させた後、避難所（指定避難所及び福祉避難所）に誘導する。 (2) 誘導に当たっては、高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者及びその<u>介助者</u>を優先して行う。	緊急避難場所等に集合させた後、避難所（指定避難所及び福祉避難所）に誘導する。 (2) 誘導に当たっては、高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者及びその<u>支援者</u>を優先して行う。	表記の整理
145	23	4 避難所の開設 (略) さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、<u>民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所</u>として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。	4 避難所の開設 (略) さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、<u>旅館・ホテル等を避難所</u>として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。	表記の整理
146	20	5 避難所の管理運営 (1) 避難所の管理運営は、<u>市民、自主防災組織、ボランティア及び関係機関等</u>が協力して避難所運営マニュアルに基づき行う。 (2)～(8) (略) (9) 災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定（愛知県）」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、<u>これらの業務の提供を要請する</u>など避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。 (10) (略) (11) 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、<u>自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</u>	5 避難所の管理運営 (1) 避難所の管理運営は、<u>避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO、ボランティア及び関係機関等</u>が協力して避難所運営マニュアルに基づき行う。 (2)～(8) (略) (9) 災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定（愛知県）」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ<u>要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定（愛知県）」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請する</u>など避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。 (10) (略) (11) 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、<u>在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</u>	表記の整理 表記の整理 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
147	30	6 避難所における生活環境の整備 (1) (略) (追加) (2) (略)	6 避難所における生活環境の整備 (1) (略) (2) <u>被災者が安否確認等を行うための緊急連絡手段を確保するため、特設公衆電話を設置する。</u> (3) (略)	対策の追加
149	16	第2節 給水 5 広域応援の受入れ (略) 資料 「様式・資料集」水道災害相互応援に関する覚書（資料5－29） 水道事故等による相互応援協定（資料5－30） 災害時等の緊急応援給水に関する覚書（資料5－31） 災害時における飲料水の供給に関する協定（資料5－32） 災害時における物資調達に関する協定（資料5－ <u>43～47</u> ）	第2節 給水 5 広域応援の受入れ (略) 資料 「様式・資料集」水道災害相互応援に関する覚書（資料5－29） 水道事故等による相互応援協定（資料5－30） 災害時等の緊急応援給水に関する覚書（資料5－31） 災害時における飲料水の供給に関する協定（資料5－32） 災害時における物資調達に関する協定（資料5－44～48） <u>災害時における支援協力に関する協定（資料5－54、55）</u>	地域防災計画（様式・資料集）との整合
151	2	第3節 食糧 2 炊出し (1) 主食等の調達 ア (略) イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達 が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用 米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する 基本要領（第4章第10の2に基づく災害救助用米穀の供 給に係る手続き）」により調達を図る。 ウ～オ (略)	第3節 食糧 2 炊出し (1) 主食等の調達 ア (略) イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達 が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急 用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する 基本要領（第4章第10の2に基づく災害救助用米穀の 供給に係る手続き）」により調達を図る。 ウ～オ (略)	表記の整理
152	16	4 食糧等の調達に関する協定 (略) 資料 「様式・資料集」 食品及び備蓄物資（資料3－2）	4 食糧等の調達に関する協定 (略) 資料 「様式・資料集」 食品及び備蓄物資（資料3－2）	地域防災計画（様

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		災害時における物資調達に関する協定(資料5－ <u>43～47</u>) 災害時における支援協力に関する協定(資料5－ <u>53、54、56、60</u>) 愛知県応急用米穀取扱要領(資料6－5) 物品受払簿(第17号様式)	災害時における物資調達に関する協定(資料5－ <u>44～48</u>) 災害時における支援協力に関する協定(資料5－ <u>54、55、57、61</u>) 愛知県応急用米穀取扱要領(資料6－5) 物品受払簿(第17号様式)	式・資料集)との整合
154	28	第4節 生活必需品 5 物資の調達に関する協定(略) 資料「様式・資料集」 食品及び備蓄物資(資料3－2) 災害時における物資調達に関する協定(資料5－ <u>43～48、50</u>) 災害時における支援協力に関する協定(資料5－ <u>53～56、60</u>) 物品受払簿(第17号様式)	第4節 生活必需品 5 物資の調達に関する協定(略) 資料「様式・資料集」 食品及び備蓄物資(資料3－2) 災害時における物資調達に関する協定(資料5－ <u>44～49、51</u>) 災害時における支援協力に関する協定(資料5－ <u>54～57、61</u>) 物品受払簿(第17号様式)	地域防災計画(様式・資料集)との整合
155	8	第5節 医療 1 医療活動 (1) 医療情報の総合的な収集及び提供 救護福祉部は、春日井保健所及び消防公安部と連携し、 <u>愛知県広域災害・救急医療情報システム</u> を活用した医療機関の診療応需情報等を把握し、必要な情報を関係機関に提供する。	第5節 医療 1 医療活動 (1) 医療情報の総合的な収集及び提供 救護福祉部は、春日井保健所及び消防公安部と連携し、 <u>広域災害救急医療情報システム</u> を活用した医療機関の診療応需情報等を把握し、必要な情報を関係機関に提供する。	表記の整理
157	22	5 被災者の健康管理 (3) 避難所の生活環境の管理 市及び県は、避難者の健康状態を調査するとともに、飲料水については、特に、滅菌して使用する。また、避難所の生活環境を確保及び衛生状態の保持のため、し尿処理などの衛生指導を行う。	5 被災者の健康管理 (3) 避難所の生活環境の管理 市及び県は、避難者の健康状態を調査するとともに、飲料水については、特に、滅菌して使用する。また、避難所の生活環境の確保及び衛生状態の保持のため、し尿処理などの衛生指導を行う。	表記の整理
158	16	6 健康支援と心のケア (略) (追加)	6 健康支援と心のケア (略) <u>7 災害救助法の適用</u> <u>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実</u>	災害救助法に関する記載の充実

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		資料 「様式・資料集」 医療施設等（資料２－４） 春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書（資料５－<u>18</u>） 災害医療救護に関する協定（資料５－<u>38</u>） 災害歯科医療救護に関する協定（資料５－<u>39</u>） 災害時における医薬品及び医療用品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定（資料５－<u>40</u>）	<u>施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。</u> <u>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u> 資料 「様式・資料集」 医療施設等（資料２－４） 春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書（資料５－<u>17</u>） 災害医療救護に関する協定（資料５－<u>39</u>） 災害歯科医療救護に関する協定（資料５－<u>40</u>） 災害時における医薬品及び医療用品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定（資料５－<u>41</u>）	地域防災計画（様式・資料集）との整合
159	31	第６節 住宅の確保 ２ 県（建設部）及び市における措置 (3) 建設用地の確保 ア （略） イ 応急仮設住宅を迅速に供与するため、<u>市は、</u>あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。 なお、用地の選定に当たっては、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮する。	第６節 住宅の確保 ２ 県（建設部）及び市における措置 (3) 建設用地の確保 ア （略） イ <u>市は、</u>応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。 なお、用地の選定に当たっては、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮する。	表記の整理
167	21	第９節 緊急輸送 １ 緊急輸送手段の確保 (4) 緊急車両の調達等 ア （略） イ 災害の規模等必要に応じ、協定締結団体に協力を要請	第９節 緊急輸送 １ 緊急輸送手段の確保 (4) 緊急車両の調達等 ア （略） イ 災害の規模等必要に応じ、協定締結団体に協力を要請	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																
		する。 <table><tr><th>協 定 先</th><th>協 定 の 内 容</th></tr><tr><td>(一社) 愛知県トラック協会尾東支部春日井部会</td><td>(略)</td></tr><tr><td>日本通運株式会社春日井支店</td><td>(略)</td></tr><tr><td>名鉄バス株式会社春日井営業所 名古屋観光バス株式会社春日井支店</td><td>(略)</td></tr></table> ウ (略) (5) (略) (6) 確認対象車両 ア～ケ (略) (追加)	協 定 先	協 定 の 内 容	(一社) 愛知県トラック協会尾東支部春日井部会	(略)	日本通運株式会社春日井支店	(略)	名鉄バス株式会社春日井営業所 名古屋観光バス株式会社春日井支店	(略)	する。 <table><tr><th>協 定 先</th><th>協 定 の 内 容</th></tr><tr><td>(一社) 愛知県トラック協会尾東支部春日井部会</td><td>(略)</td></tr><tr><td>日本通運株式会社春日井支店</td><td>(略)</td></tr><tr><td>名鉄バス株式会社春日井営業所 名鉄観光バス株式会社</td><td>(略)</td></tr></table> ウ (略) (5) (略) (6) 確認対象車両 ア～ケ (略) <u>コ 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティアの輸送</u>	協 定 先	協 定 の 内 容	(一社) 愛知県トラック協会尾東支部春日井部会	(略)	日本通運株式会社春日井支店	(略)	名鉄バス株式会社春日井営業所 名鉄観光バス株式会社	(略)	対策の追加
協 定 先	協 定 の 内 容																			
(一社) 愛知県トラック協会尾東支部春日井部会	(略)																			
日本通運株式会社春日井支店	(略)																			
名鉄バス株式会社春日井営業所 名古屋観光バス株式会社春日井支店	(略)																			
協 定 先	協 定 の 内 容																			
(一社) 愛知県トラック協会尾東支部春日井部会	(略)																			
日本通運株式会社春日井支店	(略)																			
名鉄バス株式会社春日井営業所 名鉄観光バス株式会社	(略)																			
169	9	2 燃料の確保 (略) 資料 「様式・資料集」 市有自動車（資料4－3） 災害時における物資調達に関する協定（資料5－<u>43～47、49、50</u>） 災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定（資料5－<u>51</u>） 災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定（資料5－<u>52</u>） 災害時における人員輸送に関する協定（資料5－21・<u>22</u>） 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領（資料6－4）	2 燃料の確保 (略) 資料 「様式・資料集」 市有自動車（資料4－3） 災害時における物資調達に関する協定（資料5－<u>44～48、50、51</u>） 災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定（資料5－<u>52</u>） 災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定（資料5－<u>53</u>） 災害時における人員輸送に関する協定（資料5－21、<u>22</u>） 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領（資料6－4）	地域防災計画（様式・資料集）との整合																
173	16	第5章 要配慮者対策 第2節 要配慮者への対応 4 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 (4) <u>通訳ボランティア等の避難所等への派遣（ボランティアセンターを通じて依頼）</u>	第5章 要配慮者対策 第2節 要配慮者への対応 4 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 (4) 通訳ボランティア等の避難所等への派遣	表記の整理																

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
174	6	第6章 都市施設の応急対策 第1節 公共施設 1 道路及び橋梁 (1) 安全対策 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握し、道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。 (略)	第6章 都市施設の応急対策 第1節 公共施設 1 道路及び橋梁 (1) 安全対策 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握し、道路情報システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。 (略)	表記の整理
176	8	第2節 ライフライン 上水道をはじめとするライフライン関係機関は、災害発生後速やかに応急活動体制を確立し、被害状況の把握、施設機能の回復、危険防止等の応急復旧措置を講ずる。 (追加)	第2節 ライフライン 上水道をはじめとするライフライン関係機関は、災害発生後速やかに応急活動体制を確立し、被害状況の把握、施設機能の回復、危険防止等の応急復旧措置を講ずる。 <u>なお、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。</u>	表記の整理
186	15	第7章 交通対策及び災害警備 第2節 交通規制 2 車両の運転者がとるべき措置 (1) 災害の発生時 ア～エ (略) オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。 カ (略) (2) 車両を運転中以外である場合には、 <u>次の要領により行動すること。</u> <u>ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。</u> <u>イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。</u>	第7章 交通対策及び災害警備 第2節 交通規制 2 車両の運転者がとるべき措置 (1) 災害の発生時 ア～エ (略) オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所 _所 に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしない。 カ (略) (2) 車両を運転中以外である場合には、避難のために車両を使用しないこと。	交通の方法に関する教則（国家公安委員会告示）の改正 表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
190	21	2 収集・処理方法 (略) 資料 「様式・資料集」 清掃施設・設備（資料 2－5） 災害時における廃棄物の処理等に関する協定（資料 5－65） 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定（資料 5－66）	3 収集・処理方法 (略) 資料 「様式・資料集」 清掃施設・設備（資料 2－5） <u>ごみ処理相互援助に関する協定書（資料 5－62）</u> <u>災害時におけるフロン類の回収に関する協定書（資料 5－63）</u> 災害時における廃棄物の処理等に関する協定（資料 5－64～66） 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定（資料 5－67）	地域防災計画（様式・資料集）との整合
192	28	第 3 節 がれき対策 1 流入した土石等の障害物の除去 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定（資料 5－24） 障害物除去状況記録簿 (第 25 号様式)	第 3 節 がれき対策 1 流入した土石等の障害物の除去 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定（資料 5－24、26） 障害物除去状況記録簿 (第 25 号様式)	地域防災計画（様式・資料集）との整合
195	27	第 9 章 教育対策 第 1 節 学校教育の早期再開 7 教科書・学用品等の給与 避難部は、被災により教科書・学用品等を、喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童及び生徒に対して教科書・学	第 9 章 教育対策 第 1 節 学校教育の早期再開 7 教科書・学用品等の給与 (1) 避難部は、被災により教科書・学用品等を、喪失又はき損し、就学上支障をきたした市立小・中学校等の児童及び	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																							
		用品等を給与する。 なお、給与することが困難な場合は、県又は近隣市町へ応援を要請する。 ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。 資料 「様式・資料集」学用品交付簿（第26号様式） (追加)	生徒に対して教科書・学用品等を給与する。 なお、給与することが困難な場合は、県又は近隣市町へ応援を要請する。 ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。 資料 「様式・資料集」学用品交付簿（第26号様式） (2) 県は、 <u>県立高等学校や特別支援学校、私立学校等の児童及び生徒に対して自ら教科書・学用品等の給与を実施、又は市からの応援要求事項を実施することが困難な場合、教科書については文部科学省へ、その他の学用品等については中部経済産業局へ調達につき応援を求める。</u>	対策の追加																							
197	7	第 10 章 災害救助法の適用 1 適用基準 (1) 救助法の適用は、災害による市の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定して行う。 (略)	第 10 章 災害救助法の適用 1 適用基準 (1) 救助法の適用は、災害による市の被害が次のいずれかに該当する場合において、 <u>市単位</u> で知事が指定して行う。 (略)	災害救助法に関する記載の充実																							
198	1	2 救助の種類 救助法が適用された場合の救助は、知事が実施するものであるが、救助法第 32 条の規定に基づき、協力機関として知事の委託を受けて日本赤十字社愛知県支部が実施するほか、救助法第 30 条の規定に基づき、市長が知事の委任を受け、 <u>又は知事の補助機関として実施する。</u> (1) <u>知事の実施する救助は、次のとおりである。</u> ア 応急仮設住宅の供与 イ 被災住宅の応急修理 (2) <u>日本赤十字社愛知県支部の行う救助は、医療及び助産とする。</u> (3) <u>市長の実施する救助は、次のとおりである。</u> ア 滞在用施設（応急仮設住宅を除く。）の供与 イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 エ 被災者の救出	2 救助の種類 救助法が適用された場合の救助は、知事が実施するものであるが、救助法第 16 条の規定に基づき、協力機関として知事の委託を受けて日本赤十字社愛知県支部が実施するほか、救助法第 13 条の規定に基づき、市長が知事の委任を受けて実施する。 <u>なお、委任は災害救助法が適用された都度、県からの通知を受けることにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。</u> <table><tr><th rowspan="2">救助の種類</th><th colspan="2">実施者</th></tr><tr><th>局地災害の場合</th><th>広域災害の場合</th></tr><tr><td>避難所の設置</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>応急仮設住宅の設置</td><td colspan="2">県（建設部）</td></tr><tr><td>食品の給与</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>飲料水の給与</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>被服、寝具の給与</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>医療、助産</td><td>市（県が委任）</td><td>県（健康福祉部）</td></tr></table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（建設部）		食品の給与	市（県が委任）		飲料水の給与	市（県が委任）		被服、寝具の給与	市（県が委任）		医療、助産	市（県が委任）	県（健康福祉部）	災害救助法に関する記載の充実
救助の種類	実施者																										
	局地災害の場合	広域災害の場合																									
避難所の設置	市（県が委任）																										
応急仮設住宅の設置	県（建設部）																										
食品の給与	市（県が委任）																										
飲料水の給与	市（県が委任）																										
被服、寝具の給与	市（県が委任）																										
医療、助産	市（県が委任）	県（健康福祉部）																									

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																											
		<u>オ 学用品の給与</u> <u>カ 遺体の埋葬</u> <u>キ 遺体の搜索</u> <u>ク 遺体の処理</u> <u>ケ 流入した土石等の障害物の除去</u>	<table><tr><td></td><td></td><td>日本赤十字社愛知県支部</td></tr><tr><td colspan="2">被災者の救出</td><td>市（県が委任）</td></tr><tr><td colspan="2">住宅の応急修理</td><td>市（県が委任） 県（建設部）</td></tr><tr><td colspan="2">学用品の給与</td><td></td></tr><tr><td></td><td>市立小・中学校等児童生徒分</td><td>市（県が委任）</td></tr><tr><td></td><td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td><td>県（県民生活部、教育委員会）</td></tr><tr><td colspan="2">埋葬</td><td>市（県が委任）</td></tr><tr><td colspan="2">死体の搜索及び処理</td><td>市（県が委任）</td></tr><tr><td colspan="2">住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</td><td>市（県が委任）</td></tr></table> また、市は知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。			日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出		市（県が委任）	住宅の応急修理		市（県が委任） 県（建設部）	学用品の給与				市立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）		県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民生活部、教育委員会）	埋葬		市（県が委任）	死体の搜索及び処理		市（県が委任）	住居又はその周辺の土石等の障害物の除去		市（県が委任）	
		日本赤十字社愛知県支部																													
被災者の救出		市（県が委任）																													
住宅の応急修理		市（県が委任） 県（建設部）																													
学用品の給与																															
	市立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）																													
	県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民生活部、教育委員会）																													
埋葬		市（県が委任）																													
死体の搜索及び処理		市（県が委任）																													
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去		市（県が委任）																													
199	5	第5編 災害復旧・復興計画 第1章 市民生活安定のための緊急措置 第1節 罹災証明書の交付等 1 罹災証明書の交付 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険等の各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。 (追加) (略)	第5編 災害復旧・復興計画 第1章 市民生活安定のための緊急措置 第1節 罹災証明書の交付等 1 罹災証明書の交付 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険等の各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。その交付が遅滞なく行われるよう、 <u>住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、<u>応援の受入れ体制の構築</u>等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。</u> <u>また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u> (略)	対策の追加																											

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
202	15	第4節 復旧に係る資金融資 1 災害復興住宅資金融資 住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年7月6日法律第82号）に基づき、災害により住宅に被害を受けた者が、住宅の建設、購入及び補修をする場合に低利の融資を行う。	第4節 復旧に係る資金融資 1 災害復興住宅資金融資 <u>独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年7月6日法律第82号）に基づき、災害により住宅に被害を受けた者が、住宅の建設、購入及び補修をする場合に低利の融資を行う。</u>	表記の整理
203	1	(追加)	<u>第2章 復興体制</u> <u>1 復興体制の基本方針</u> <u>大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備し、被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。</u> <u>また、市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求めることとし、被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障がい者や高齢者、女性等の参画を促進する。</u> <u>2 市復興計画の策定</u> <u>市内で、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「復興法」という。）」に定める要件に該当する地域が生じた場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。</u> <u>3 職員の派遣要請</u> <u>(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）</u> <u>市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。</u> <u>(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）</u> <u>市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を</u>	対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																																																					
			<u>要請することができる。</u> <u>(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第 54 条）</u> <u>市長は、知事に対し復興法第 53 条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。</u> <u>また、市長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。</u>																																																																						
203	1	第 <u>2</u> 章 公共施設の災害復旧計画 (略)	第 <u>3</u> 章 公共施設の災害復旧計画 (略)	表記の整理																																																																					
207	1	第 <u>3</u> 章 震災復興都市計画決定手続き (略)	第 <u>4</u> 章 震災復興都市計画決定手続き (略)	表記の整理																																																																					
209	1	第 <u>4</u> 章 暴力団等への対策 (略)	第 <u>5</u> 章 暴力団等への対策 (略)	表記の整理																																																																					
213	1	計画資料 資料 2 マグニチュード (M) と地震の程度	計画資料 資料 2 マグニチュード (M) と地震の程度	鳥取県中部地震の追加																																																																					
		<table><tr><th>マグニチュード (M)</th><th>地震の程度</th><th>過去の大地震</th></tr><tr><td>9 以上</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>8.5～9</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>8～8.5</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>7～8</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>6～7</td><td rowspan="4">(略)</td><td>(追加)</td></tr><tr><td></td><td>芸予地震 (M 6.7)</td></tr><tr><td></td><td>(平 13. 3. 24)</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td></tr><tr><td>4～6</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>3～4</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>2 以下</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	マグニチュード (M)		地震の程度	過去の大地震	9 以上	(略)	(略)	8.5～9	(略)	(略)	8～8.5	(略)	(略)	7～8	(略)	(略)	6～7	(略)	(追加)		芸予地震 (M 6.7)		(平 13. 3. 24)		(略)	4～6	(略)	(略)	3～4	(略)	(略)	2 以下	(略)	(略)	<table><tr><th>マグニチュード (M)</th><th>地震の程度</th><th>過去の大地震</th></tr><tr><td>9 以上</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>8.5～9</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>8～8.5</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>7～8</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>6～7</td><td rowspan="4">(略)</td><td><u>鳥取県中部地震 (M 6.6)</u></td></tr><tr><td></td><td><u>(平 28. 10. 21)</u></td></tr><tr><td></td><td>芸予地震 (M 6.7)</td></tr><tr><td></td><td>(平 13. 3. 24)</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>4～6</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>3～4</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>2 以下</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	マグニチュード (M)	地震の程度	過去の大地震	9 以上	(略)	(略)	8.5～9	(略)	(略)	8～8.5	(略)	(略)	7～8	(略)	(略)	6～7	(略)	<u>鳥取県中部地震 (M 6.6)</u>		<u>(平 28. 10. 21)</u>		芸予地震 (M 6.7)		(平 13. 3. 24)		(略)	(略)	4～6	(略)	(略)	3～4	(略)	(略)	2 以下	(略)	(略)
マグニチュード (M)	地震の程度	過去の大地震																																																																							
9 以上	(略)	(略)																																																																							
8.5～9	(略)	(略)																																																																							
8～8.5	(略)	(略)																																																																							
7～8	(略)	(略)																																																																							
6～7	(略)	(追加)																																																																							
		芸予地震 (M 6.7)																																																																							
		(平 13. 3. 24)																																																																							
		(略)																																																																							
4～6	(略)	(略)																																																																							
3～4	(略)	(略)																																																																							
2 以下	(略)	(略)																																																																							
マグニチュード (M)	地震の程度	過去の大地震																																																																							
9 以上	(略)	(略)																																																																							
8.5～9	(略)	(略)																																																																							
8～8.5	(略)	(略)																																																																							
7～8	(略)	(略)																																																																							
6～7	(略)	<u>鳥取県中部地震 (M 6.6)</u>																																																																							
		<u>(平 28. 10. 21)</u>																																																																							
		芸予地震 (M 6.7)																																																																							
		(平 13. 3. 24)																																																																							
	(略)	(略)																																																																							
4～6	(略)	(略)																																																																							
3～4	(略)	(略)																																																																							
2 以下	(略)	(略)																																																																							

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																																		
214	1	資料3 著名な大地震 <table><thead><tr><th>年月日</th><th>地震名</th><th>規模(M)</th><th>地域</th><th>被害状況等</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>23.3.11</td><td>平成23年東北地方太平洋沖地震</td><td>9.0</td><td>三陸沖</td><td>死者19,418、行方不明者2,592、負傷者6,220、住家全壊121,809、半壊278,496 最大震度7 (※平成28年3月8日公表、消防庁第153報による)</td></tr><tr><td>28.4.14 28.4.16</td><td>平成28年熊本地震</td><td>6.5 7.3</td><td>熊本県熊本地方</td><td>死者110、負傷者2303、住家全壊8,184、半壊29,447 最大震度7 (※平成28年9月7日公表、消防庁第76報による)</td></tr><tr><td>(追加)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	年月日	地震名	規模(M)	地域	被害状況等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	23.3.11	平成23年東北地方太平洋沖地震	9.0	三陸沖	死者19,418、行方不明者2,592、負傷者6,220、住家全壊121,809、半壊278,496 最大震度7 (※平成28年3月8日公表、消防庁第153報による)	28.4.14 28.4.16	平成28年熊本地震	6.5 7.3	熊本県熊本地方	死者110、負傷者2303、住家全壊8,184、半壊29,447 最大震度7 (※平成28年9月7日公表、消防庁第76報による)	(追加)					資料3 著名な大地震 <table><thead><tr><th>年月日</th><th>地震名</th><th>規模(M)</th><th>地域</th><th>被害状況等</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>23.3.11</td><td>平成23年東北地方太平洋沖地震</td><td>9.0</td><td>三陸沖</td><td>死者19,575、行方不明者2,577、負傷者6,230、住家全壊121,776、半壊280,326 最大震度7 (※平成29年9月8日公表、消防庁第156報による)</td></tr><tr><td>28.4.14 28.4.16</td><td>平成28年熊本地震</td><td>6.5 7.3</td><td>熊本県熊本地方</td><td>死者247、負傷者2,783、住家全壊8,672、半壊34,514 最大震度7 (※平成29年8月14日公表、消防庁第105報による)</td></tr><tr><td>28.10.21</td><td>平成28年鳥取県中部地震</td><td>6.6</td><td>鳥取県中部</td><td>負傷者32、住家全壊18、半壊312 最大震度6弱 (※平成29年8月21日公表、消防庁第35報による)</td></tr></tbody></table>	年月日	地震名	規模(M)	地域	被害状況等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	23.3.11	平成23年東北地方太平洋沖地震	9.0	三陸沖	死者19,575、行方不明者2,577、負傷者6,230、住家全壊121,776、半壊280,326 最大震度7 (※平成29年9月8日公表、消防庁第156報による)	28.4.14 28.4.16	平成28年熊本地震	6.5 7.3	熊本県熊本地方	死者247、負傷者2,783、住家全壊8,672、半壊34,514 最大震度7 (※平成29年8月14日公表、消防庁第105報による)	28.10.21	平成28年鳥取県中部地震	6.6	鳥取県中部	負傷者32、住家全壊18、半壊312 最大震度6弱 (※平成29年8月21日公表、消防庁第35報による)	情報の整理 鳥取県中部地震の追加
年月日	地震名	規模(M)	地域	被害状況等																																																		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																		
23.3.11	平成23年東北地方太平洋沖地震	9.0	三陸沖	死者19,418、行方不明者2,592、負傷者6,220、住家全壊121,809、半壊278,496 最大震度7 (※平成28年3月8日公表、消防庁第153報による)																																																		
28.4.14 28.4.16	平成28年熊本地震	6.5 7.3	熊本県熊本地方	死者110、負傷者2303、住家全壊8,184、半壊29,447 最大震度7 (※平成28年9月7日公表、消防庁第76報による)																																																		
(追加)																																																						
年月日	地震名	規模(M)	地域	被害状況等																																																		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																		
23.3.11	平成23年東北地方太平洋沖地震	9.0	三陸沖	死者19,575、行方不明者2,577、負傷者6,230、住家全壊121,776、半壊280,326 最大震度7 (※平成29年9月8日公表、消防庁第156報による)																																																		
28.4.14 28.4.16	平成28年熊本地震	6.5 7.3	熊本県熊本地方	死者247、負傷者2,783、住家全壊8,672、半壊34,514 最大震度7 (※平成29年8月14日公表、消防庁第105報による)																																																		
28.10.21	平成28年鳥取県中部地震	6.6	鳥取県中部	負傷者32、住家全壊18、半壊312 最大震度6弱 (※平成29年8月21日公表、消防庁第35報による)																																																		
219	1	資料5 災害対策本部組織体制・事務分掌 <table><thead><tr><th>部長 総括担当者</th><th>担当課</th><th>主な事務分掌</th></tr></thead><tbody><tr><td>本部事務局 (略)</td><td>「本部班」 (略)</td><td>1 (略) 2 部長会議開催に関する こと。 3 被害状況のとりまとめ に関する こと 4 (略) 5 (略) 6 自衛隊の派遣要請及び 広域応援要請に関するこ</td></tr></tbody></table>	部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌	本部事務局 (略)	「本部班」 (略)	1 (略) 2 部長会議開催に関する こと。 3 被害状況のとりまとめ に関する こと 4 (略) 5 (略) 6 自衛隊の派遣要請及び 広域応援要請に関するこ	資料5 災害対策本部組織体制・事務分掌 <table><thead><tr><th>部長 総括担当者</th><th>担当課</th><th>主な事務分掌</th></tr></thead><tbody><tr><td>本部事務局 (略)</td><td>「本部班」 (略)</td><td>1 (略) 2 部長会議に関する こと。 3 被害状況の集約に関する こと 4 (略) 5 (略) 6 自衛隊の派遣要請及び 広域応援要請の決定に関</td></tr></tbody></table>	部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌	本部事務局 (略)	「本部班」 (略)	1 (略) 2 部長会議に関する こと。 3 被害状況の集約に関する こと 4 (略) 5 (略) 6 自衛隊の派遣要請及び 広域応援要請の決定に関	対策の整理 体制の整理 構成の整理																																						
部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌																																																				
本部事務局 (略)	「本部班」 (略)	1 (略) 2 部長会議開催に関する こと。 3 被害状況のとりまとめ に関する こと 4 (略) 5 (略) 6 自衛隊の派遣要請及び 広域応援要請に関するこ																																																				
部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌																																																				
本部事務局 (略)	「本部班」 (略)	1 (略) 2 部長会議に関する こと。 3 被害状況の集約に関する こと 4 (略) 5 (略) 6 自衛隊の派遣要請及び 広域応援要請の決定に関																																																				

頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考
				と。 7 (略) 8 (略) 9 (略) 10 各部との連絡調整及び活動状況の <u>とりまとめ</u> に関すること。 11 (略)			すること。 7 (略) 8 (略) 9 (略) 10 各部との連絡調整及び活動状況の <u>集約</u> に関すること。 11 (略)	
			「総務班」 (略)	1 行政無線、電話等の通信の統制・確保に関すること。 2 車両及び応急災害用資機材の調達に関すること。 (追加) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> 罹災証明書の発行に係る被害調査、手続きに関すること。 <u>9</u> (略)		「総務班」 (略)	1 行政無線、電話等の通信の統制、 <u>確保、運用</u> に関すること。 2 車両及び応急災害用資機材の調達・ <u>確保</u> に関すること。 <u>3</u> 各種応援受入状況の <u>集約に関すること</u> <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> 罹災証明書に関すること。 <u>10</u> (略)	
		動 員 部 (略)	(略)	1 (略) 2 (略) (追加) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略)		動 員 部 (略)	(略) 1 (略) 2 (略) <u>3</u> 参集職員の把握に関する <u>こと。</u> <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略)	

頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考
		情報管理部 (略)	「広報伝達班」 (略)	1 (略) 2 (略) 3 災害に関する写真、ビデオ等による記録に関する こと。 4 (略)	情報管理部 (略)	「広報伝達班」 (略)	1 (略) 2 (略) 3 災害に関する写真、映像等による記録に関する こと。 4 (略)	
			「収集整理班」 (略)	(略)		「収集整理班」 (略)	(略)	
		市民窓口部 (略)	(略)	1 (略) 2 (略) 3 災害応急対策に係る財政措置に関する <u>こと。</u> 4 災害救助費関係資料の作成及び報告に関する <u>こと。</u> 5 その他市民との対応に関する <u>こと。</u>	市民窓口部 (略)	(略)	1 (略) 2 (略) 3 その他市民との対応に関する <u>こと。</u> 4 災害応急対策に係る財政措置に関する <u>こと。</u> 5 災害救助費関係資料の作成及び報告に関する <u>こと。</u>	
			「公共土木班」 (略)	1～5 (略) 6 道路障害物の除去及び道路警戒に関する <u>こと。</u> 7 (略) 8 (略) 9 ポンプの維持、操作、樋門等の開閉操作、スクリーンの巡視に関する <u>こと。</u> 10～20 (略)	技術部 部 長 ◎建設部長 ○上下水道部長 ○まちづくり推進部長 ○まちづくり推進部次長	「公共土木班」 (略)	1～5 (略) 6 道路障害物の除去及び道路啓開に関する <u>こと。</u> 7 (略) 8 (略) 9 ポンプの維持、操作及び指揮、樋門等の開閉操作、スクリーンの巡視に関する <u>こと。</u> 10～20 (略)	
		総括担当者 (略)	「給水班」 (略)	(略)		「給水班」 (略)	(略)	

頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考
		避 難 部 (略)	(略)	1 避難所の開設及び管理に係る指定避難所配備職員の派遣に関する事。 2 ～10 (略)	避 難 部 (略)	(略)	1 避難所業務に関する事。 2 ～10 (略)	
		ボランティア部 (略)	(略)	1 (略) 2 ボランティア・コーディネーターとの連絡調整に関する事。 3 (略) 4 (略)	ボランティア部 (略)	(略)	1 (略) 2 災害救援ボランティアコーディネーターとの連絡調整に関する事。 3 (略) 4 (略)	